

【2024 年 2 月号(第 26 号)】

みずほフィナンシャルグループ
みずほ銀行 中国営業推進部

CHINA BUSINESS MONTHLY

本号ではまず中国の民営経済の現状と政策の行方についてお伝えいたします。次に RCEP に加盟 2 週ンを機に中国の対外貿易のについて ASEAN 各国との取引拡大や今後について展望します。続けて、昨年末に改正され今年 7 月 1 日より施行となる中国の改正会社法の解説と、外資企業の中国での破産について、お届けいたします。

この月刊「チャイナビジネスマンスリー」シリーズでは、中国ビジネスに関わる皆様にとってご関心の高いトピックスをみずほがキュレーター役となってお届けしております。なお、次回号につきましては、リニューアルのため休刊とさせていただきます。ご愛読下さっている皆さまへはご迷惑をお掛けいたしますが、新号につきましては出来次第ご案内させていただきます。今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

【CONTENTS】（電子版では各記事名をクリックして頂きますと当該記事が表示されます。）

1. チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス……………P1
2. 中国の民営経済……………P2
3. 中国の対外貿易の現状と展望……………P7
4. 中国会社法の改正による外商投資企業への影響と求められる対応……………P16
5. 実務から見た外商投資企業の倒産……………P24

2024 年 2 月

MIZUHO

《チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス》

中国営業推進部
(インフォライン)

・赤字は今月号で取り上げるトピックス ・青字は今後注目したいトピックス ・紫字は直近 1 か月で公表されたトピックス

	【政治・外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	ウクライナ問題、米中関係、日中関係（対外経済環境） サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等） サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法 マクロ経済 ・共同富裕 ・不動産問題 ・独禁法/プラットフォーム規制 ・半導体 ・インバウンド ・対外貿易 ・人口・高齢化 ・医療・ヘルスケア ・ESG ・一帯一路 ・RCEP/CPTPP ・人民元国際化 ・ODI・FDI ・エネルギー ・標準化推進 ・グリーン金融 ・資本市場 ・生成AI ・環境規制 ・コーポレートガバナンス ・イノベーション / 5G / ブロックチェーン / 自動車 / 電池 ・改正会社法 ・人事雇用 ・知財保護 ・事業再編		
※1 集団 学習	・新時代中国特設主義思想学習 （第20期第4回2023/3） ・マルクス主義の中国化・時代化の新境界 の開拓（第20期第6回2023/6） ・軍事管理の全面的強化 （第20期第7回2023/7）	・新たな発展構造の構築（第20期第2回2023/1） ・基礎研究の強化（第20期第3回2023/2） ・WTO改革への積極的参加、高度な対外開放のコント ール能力の向上（第20期第8回2023/9） ・ 新しい質の生産力と高品質の発展の推進 （第20期第11回2024/1）	・教育強国建設の加速（第20期第5回2023/5） ・中華民族共同体意識の強化 （第20期第9回2023/10） ・涉外法制度の構築の強化 （第20期第10回2023/11）
※2 パ ブ コ メ	・ 国家秘密保持法 （23/10/25～11/23） ・国务院組織法 （23/12/29～24/1/27）	・金融安定法（22/12/30～23/1/28） ・増値税法(第2回目草案)（23/9/1～9/30） ・資本項目外貨業務ガイドライン(23/11/16～11/26) ・関税法(23/12/29～24/1/27) ・ 国家AI産業総合標準化体系構築ガイドライン （1/17～1/31）	・ データの越境移転の規範と促進(9/28～10/15) ・製品品質法改正案(10/18～11/18) ・ネット安全事故報告管理弁法(12/8～24/1/7) ・労働争議案件の法律適用問題に関する最高裁の 解釈(二)(12/12～12/22) ・EV車電池総合利用管理弁法(12/15～24/1/15) ・ネットゲーム管理弁法(12/22～24/1/22)
主 な 公 表 済 政 策 等	・中国共産党定款（22/10/22） ・国务院機構改革方案（23/3/10） ・立法法（23/3/13） ・党と国家機構の改革方案 （23/3/16） ・国务院工作規則（23/3/18） ・ 反スパイ法（4/27公布・7/1施行） ・対外関係法（6/28公布・7/1施行） ・領事保護と協力条例（23/6/29） ・幹部が知るべき、把握すべき党内規制 及び国家法律リスト制度の構築 （23/8/2） ・外国国家免除法（23/9/1） ・中国共産党紀律処分条例(12/27)	・ 事業者集中コンプライアンスガイドライン（9/5） ・上海市「ECシルクロード」協力先行区の設立(10/23) ・ 外資企業への差別的扱いの整理の書簡(11/8) ・政府と社会資本の協力体制の規範実施(11/8) ・北京市サービス業モデル区の更なる開放の方案(11/23) ・民営経済の発展への金融支持措置の強化(11/27) ・上海自貿区高水準の制度開放総体方案(12/7) ・内外貿易一体化発展の加速に係る若干措置(12/11) ・ 会社法(12/29公布、24/7/1施行) ・ 農業・農村標準化管理弁法(1/10公布、7/1施行) ・ シルバー経済の推進と高齢者福祉の向上の意見(1/11) ・ 浦東新区総合改革試験実施方案(23～27年)(1/22) ・ 炭素排出権取引管理暫定条例(1/25) ・ 経営者集中の申告標準に関する規定(1/26)	・ 個人情報越境標準契約弁法（23/2/22） ・ 個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン （23/5/30） ・生成AIサービス管理弁法(7/10公布、8/15施行) ・未成年者インターネット保護条例(23/10/24) ・愛国教育法(23/10/24公布、24/1/1施行) ・ 2024年一部の休祝日スケジュール(23/10/25) ・低炭素化社会構築法案(23/11/6) ・ICV許可と道路通行の試験的展開(11/17) ・空気の持続的改善の行動プラン(12/7) ・改正特許法実施細則(12/11) ・ 改正輸出禁止・輸出制限技術目録(12/21) ・食糧安全保障法(12/29公布、24/6/1施行) ・ 児童と学生用品の安全管理の強化(1/10)

※1 集団学習：対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載（2023/1以降）

※2 パブコメ：対外公表されている政府各局局から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載(2022/12以降)

中国の民営経済

～中国経済を左右する民営企業の活力～

みずほリサーチ＆テクノロジーズ

アジア調査チーム 主任エコノミスト 月岡直樹

E-mail: naoki.tsukioka@mizuho-rt.co.jp

T E L : 080-1069-6684

【要約】

- 中国の民営経済は、政府のその時々の方針に翻弄されながらも、旺盛なアニマルスピリッツを原動力に急成長を遂げてきた。
- だが、コロナ後はその動きの鈍さが目立っている。ITプラットフォーム規制に象徴される突然の政策転換が民営企業を委縮させているためとも考えられる。
- そんな中、習近平政権はあらためて民営経済の振興に本腰を入れ始めた。中国経済の先行きは、民営企業がその活力を維持できるかどうかにかかっている。

1. 「民営経済退場論」を否定、矢継ぎ早に打ち出される民営企業支援策

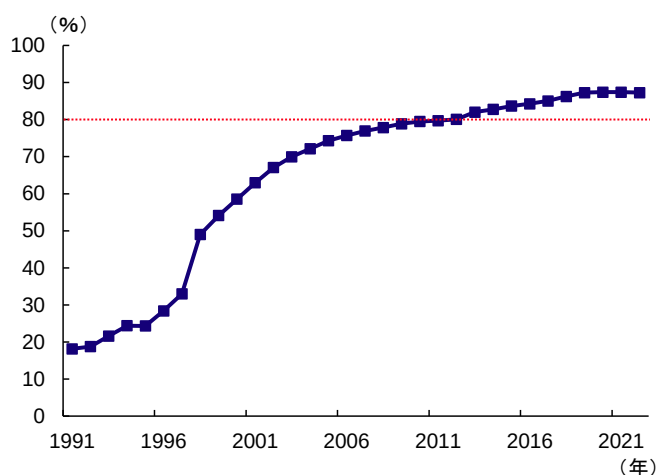
「(中国の) 民営経済は『五六七八九』の特徴を有している。すなわち、50%以上の税収、60%以上の国内総生産、70%以上の技術イノベーション成果、80%以上の都市労働雇用、90%以上の企業数に貢献している」——。これは、2018年11月1日に開催された民営企業家との座談会における習近平総書記の発言(以下「講話」)である※¹。改革開放以降の中国経済の発展において民営企業が無視できない功績を残したと称賛する文脈で、民営経済の存在感の大きさを分かりやすい数字で示したのである(図表1)。

習氏はこの「講話」において、当時波紋を広げていた「民営経済退場論」、すなわち民営経済は公有経済の発展を助けるという歴史的役割を終えたとする主張を「完全な間違い」と断っている。その上で、民営経済の発展を支持する政策方針に変わりはなく、資金調達難などの困難を抱えていた民営企業を引き続き支援していく考えを強調し、市場不安の払拭を図っている。

「民営経済退場論」が登場した背景には、国有経済のプレゼンスが拡大する一方で民営経済が退潮する「国進民退」の傾向が強まっていたことがある。

習政権は2015年9月、国有企業改革に関する指導意見を発表し、「国有企業をより強く、より良く、より大きくする」方針を明確にした※²。

図表1 都市就業者数に占める民営企業の割合



(注) 国有企業・集団企業を除く都市就業者数を民営企業の就業者数として計算

(出所) 人的資源社会保障部、CEICより、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

※¹ 中国政府網「習近平：在民営企業座談会上的讲话」(2018年11月1日)

※² 中国政府網「关于深化国有企业改革的指导意见」(2015年9月13日)

これを受けて、国有企業のうち中央政府が直轄する中央企業の整理統合が加速し、鉄道車両メーカーの中国中車や海運を手がける中国遠洋海運集団など、国際的な競争力を有する超巨大国有企業が相次いで誕生した。

その一方で、民営企業は経営不振が目立つようになる。2016 年後半からのシャドーバンキング規制の強化で資金調達環境が悪化していたことに加え、中国経済の減速や米中貿易摩擦といったマクロ環境の逆風に晒されたためである。

中国の民営企業は元来、市場競争において国有企業よりも不利な立場に置かれてきた。その最たるものは資金調達であり、民営企業、特に中小零細企業は、銀行融資を得ることが難しく、得られても高い金利を要求されるため、シャドーバンキングに頼らざるを得なかった。許認可取得や政府調達・公共入札、補助金獲得においても、政府所有である国有企業に比べて非常に不利である。また、国有企業はエネルギーや公共インフラといった規制業種において独占的な地位を占め、民営企業の新規参入には有形無形の障壁が存在する。こうしたことが、民営経済を圧迫してきた。

習氏もこうした状況を認識していた。「講話」において、「(国有企業と民営企業との間に) 市場競争への平等な参画、生産要素の平等な使用などの面でなお大きな格差がある」ことや、一部の金融機関が貸し渋りや貸し剥がしを行ったことで民営企業の資金繰りが悪化していることなどを率直に認めているからである。

習氏はその上で、以下の 6 つの支援策を強化する考えを示した。それは、①企業の税・費用負担の軽減、②民営企業の「資金調達難、資金調達コスト高」問題の解決、③公平な競争環境の創出、④政策執行方法の改善、⑤親切・清廉な新しい政府・企業関係の構築、⑥企業家の人身・財産の安全保護、である。その後、①、②を中心に、民営企業支援策が矢継ぎ早に打ち出された。

2. コロナと規制強化で一変、背景に習政権の危機感も

政権の方針が明確になったことで「国進民退」の懸念は後退したかにみえたが、2020 年の新型コロナ発生を機に民営企業を巡る状況は一変する。コロナショックの直接的な影響で収益環境が悪化したことに加え、民営企業が大きな存在感を有する業界において政府規制が強まったからである。

最も大きな影響を受けた業界の一つが不動産である。中国政府は 2020 年 8 月、コロナ発生後の緊急経済対策を受けて再燃していた不動産バブルを抑制するため、不動産ディベロッパーに対する資金調達規制を導入した。これが、高レバレッジの自転車操業により業容を急拡大させてきた民営企業を直撃したのである。最大手の恒大集団をはじめとする多くの不動産ディベロッパーが資金繰りに窮し、デフォルトや債務繰り延べが多発した。これが、今日まで続く不動産不況の発端となった。

次に IT プラットフォーマーに対する規制の強化である。2020 年 11 月、アリババ創業者の馬雲（ジャック・マー）氏による金融当局批判とともれる発言を引き金に、同社の金融子会社で決済サービスのアリペイを手がけるアント・グループの上場が急きょ延期となったことが潮目となった。中国政府は翌 12 月の中央経済工作会議で、「独占禁止の強化および資本の無秩序な拡張の防止」の方針を決定^{※3}し、その後、規制当局が独占禁止法や金融規制、データ管理規制に絡んでプラットフォーム各社を相次いで摘発し、罰金処分や是正指導などを行った。

プラットフォームに優越的地位の乱用や金融監督の回避などの違反行為があったのは確かである。

※3 『2020 年の中国の経済政策方針 ～慎重に出口戦略を模索しつつ、構造問題対応に着手～』みずほインサイト（2020 年 12 月 25 日）

ただ、突然の政策転換は習政権がある危機感を覚えたためと考えられる。プラットフォームが 21 世紀の重要資源であるデータを独占して巨額の利益を吸い上げ、アリペイのような決済サービスを皮切りに国家の重要インフラである金融システムにも影響力を持つようになったことで、党の指導が及ばなくなるリスクに、である。

結果として、きっかけを作った馬氏はアントの実質的な支配権を手放すことになった。また、2021 年 6 月に米国上場を果たした配車サービス大手の滴滴出行（ディディ）は、データの海外流出懸念から当局の指導を受け、わずか 1 年で上場廃止に追い込まれた。

規制強化の波は教育産業にも及んだ。中国政府は 2021 年 7 月、小中学生向け学習塾サービスの非営利化を指示した^{※4}。その目的は学歴偏重で増す児童の学習負担や保護者の経済負担を軽減することにある、習政権が掲げる格差是正策「共同富裕」目標に沿った政策であった。しかし、業界各社は突如として営利活動を禁じられ、大規模なリストラや業態転換に追い込まれたのである。

3. 規制強化の副作用が顕在化、トラウマを負った民営企業

これらの規制強化は、政府が想定した以上の効果を発揮し、同時に副作用をもたらした。それが最も如実に現れているのが若年失業率の高止まりである。雇用の受け皿となってきた民営企業の雇用吸収力が大きく低下し、高学歴化による構造的な雇用のミスマッチと相俟って、若年層の雇用環境を悪化させたのである^{※5}。他方、不動産市場においては、2022 年 7 月にマンションの引き渡し遅延に起因する住宅ローン返済ボイコット問題が表面化したことで、不況が長期化の様相を見せ始める。

ゼロコロナ政策の影響で経済の停滞感が強まる中、習政権は政策の微調整を図る。上海ロックダウン中の 2022 年 4 月、中共中央政治局会議において「プラットホーム経済の健全な発展を促進する」と強調し、規制強化が一段落したことを示唆したのである^{※6}。不動産市場については、金融当局が同年 11 月にディベロッパーの資金繰りを支援するための包括的な支援策をまとめ、銀行融資返済期限の延長や政策銀行による引き渡し遅延物件の完工支援融資などの措置を打ち出した。2023 年 1 月には、優良ディベロッパーに限って資金調達規制の緩和も認めた。

さらに、ゼロコロナ解除直後の 2022 年 12 月に開催された中央経済工作会议では、2023 年の経済運営における重点任務の一つとして、『『二つのいささかも揺るがず』を着実に実施すること』を、掲げた^{※7}。「二つのいささかも揺るがず（两个毫不动摇）」とは、①公有制経済をいささかも揺るがず強固にして発展させること、②非公有制経済の発展をいささかも揺るがず奨励・支持・誘導すること、を意味するスローガンである。突然の規制強化と「国進民退」の再燃に対する市場の強い懸念を意識して、民営経済の重要性を強調したこのスローガンをわざわざ経済運営方針に盛り込んだものと考えられる。

こうして習政権は再び民営経済振興へと舵を切った。しかし、コロナ収束後の民営経済は鈍さが目立っている。

次頁図表 2 は、固定資産投資の年初累計前年比の伸びを投資主体別で示したものである。国有資本

※4 中国政府網「關於進一步減輕義務教育階段學生作業負擔和校外培訓負擔的意見」（2021 年 7 月 24 日）

※5 月岡直樹『中国の若年失業率は高止まりへ ～新卒急増で就職環境は一段と厳しく～』Mizuho RT Express（2022 年 7 月 22 日）

※6 中国共産党新聞網「中共中央政治局召開會議 分析研究當前經濟形勢和經濟工作」（2022 年 4 月 28 日）

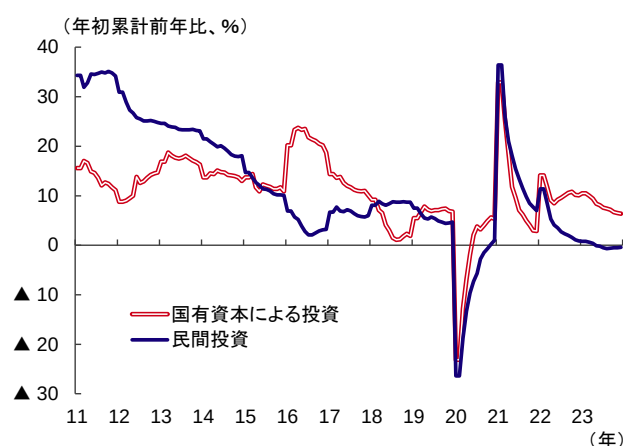
※7 月岡直樹『経済正常化を目指す 2023 年の中国 ～重要会議で「ウィズコロナ」下の経済政策を決定～』みずほインサイト（2022 年 12 月 26 日）

による投資は、国有企業のほか政府投資も含まれることから、景気対策要因もあってコロナ収束後も比較的高い伸びを示している。その一方で、民間投資は上海ロックダウンを境に不振が際立っており、不動産セクターの落ち込みもあって回復の兆しがみられない。結果、国有資本による投資と民間投資との差は顕著に広がっている。

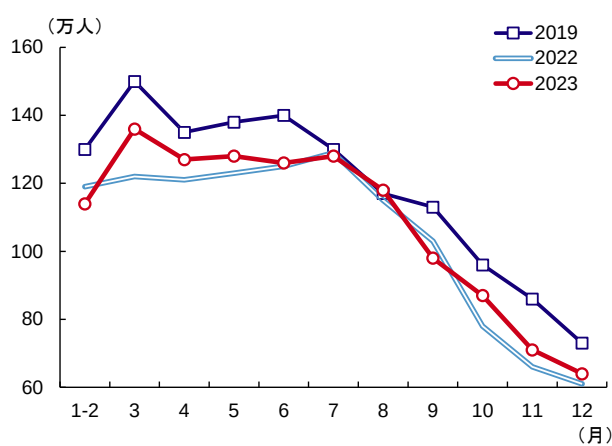
民営企業が「80%以上に貢献」している雇用もさえない。都市部新規就業者数はコロナ前の2019年に及ばない（図表3）。都市調査失業率は2023年12月まで5%台前半で安定的に推移しているが、16～24歳の若年失業率は6月に過去最高の21.3%を記録した後、統計方法の見直しを理由に発表されなくなった^{※8}。ただ、若年層の雇用環境が依然として厳しい状況にあることは間違いない。

こうしたデータからうかがえるのは、民営企業が従来のような思い切った投資拡大や新規採用をためらっている様子である。これは、ゼロコロナ下における経営環境の悪化で企業の体力が大きく低下し、コロナ収束後も収益の改善が遅れているとが一因とみられる。しかしながら、規制強化やゼロコロナ解除という突然の政策転換が、企業活動に多大な影響を与えたことも大きな要因なのではないか。つまり、民営企業にとって一連の出来事が一種のトラウマとなり、自信を喪失しているとも考えられることである。もしそうであれば、低迷する企業マインドを改善するのはそう簡単な話ではなくなっ

図表2 固定資産投資（投資主体別）の伸び



図表3 都市部新規就業者数の推移



てくる。

4. 民営経済テコ入れに本腰、安全と権利の保障が不可欠

コロナ収束後の景気回復がもたつく中、習政権は2023年7月に『民営経済の発展・強大化に関する意見』（以下、『意見』）を発表し、本腰を入れて民営経済をテコ入れする構えを見せている^{※9}。経済政策を主管する国家発展・改革委員会はこれを受けて、民間投資の促進や民営経済の支援に関する具体策を相次いで打ち出したほか、民営経済の発展に関わる政策立案を担う「民営経済発展局」を国家発展・改革委内に新設することを明らかにし、政策の本気度を示した。

『意見』は31項目に及んでおり、①市場参入障壁の打破、②公平な競争政策制度の実現、③融資支

※8 国家統計局は2024年1月、新たな統計基準に基づく若年失業率を発表した。それによると、2023年12月の若年失業率（16～24歳）は14.9%だった。同局は、新たな統計基準について、教育機関に在籍しながら就職活動を行っている学生を含まない失業率であると説明している。

※9 中国政府網「關於促進民營經濟發展壯大的意見」（2023年7月19日）

援政策制度の改善、④未払金問題の予防と解消、⑤民営企業の財産権と企業家の権益の保護、⑥国家重大戦略への民営企業の参画、⑦プラットフォームを含む民営資本の健全な発展、⑧親切・清廉な新しい政府・企業関係の構築、などを掲げている。このほか、イノベーション力の向上やデジタル化の推進にも言及しているが、習氏が2018年の「講話」で示した支援措置と同じような政策が並んでいることに気が付くだろう。つまり、当時認識されていた問題が現在も解消されておらず、民営企業の発展を抑制し続けているということである。

さらに、ここに来てあらためてクローズアップされているのが、上述の④に挙げられた政府機関や国有企業による代金未払い問題である。これも以前から存在する問題ではあるが、コロナ禍において地方財政や企業収益が悪化したことで、状況が深刻化している可能性がある。国務院は2023年9月、常務会議において「企業への代金滞納整理特別行動方案」を採択し、この問題が「企業の生産経営と投資の先行きを左右する」ことから、省級政府が責任を持って問題を解決するよう求めた。未払い代金を支払って民営企業の資金繰りを改善させることが、何よりの景気対策になるということである。

一方、⑤に挙げられた民営企業家の権利については、2023年3月に海南省人民政府の出した通達が民営企業家の刑事拘留を慎重に行うよう求め、話題を集めた。通達が「民営企業家の事件に関わる人員に対して、逮捕しなくてよい場合は逮捕せず、起訴しなくてよい場合は起訴せず、実刑判決にしなくてよい場合は実刑にせず、拘留を続けなくてよい場合は遅滞なく釈放する」と強調していたからである。これではまるで、これまで民営企業家の身柄をみだりに拘束してきたかのようであるが、いずれにせよ、民営企業が安心して事業を展開するためには、安全と権利の保障が不可欠であることは論をまたない。

『意見』をまとめた中国政府には引き続き、民営企業が抱える諸問題の解決に向けた努力が求められることになる。

5. 中国経済の先行きをも占う民営企業のアニマルスピリッツ

習政権が民営経済のテコ入れを急ぐのは、景気だけが理由ではなかろう。米国が半導体輸出規制を強化するなど先進国による対中デリスキングの動きが強まる中、習政権は「科学技術の自立自強」によるサプライチェーンのボトルネック解消やハイテク技術の国産化を目指している。国家主導の産業政策を推し進め、人工知能（AI）や量子コンピュータ、半導体、航空宇宙などの戦略分野に巨額の資金を投じている。しかし、「自立自強」は国有企業だけで完結できるものではなく、イノベーションに富む民営企業の力が必要不可欠である。習政権はこのような認識に至ったのではないか。

民営経済は、政府のその時々の方針に翻弄されながらも、旺盛なアニマルスピリッツと市場のダイナミズムによって支えられ、急成長を遂げてきた。国内の厳しい競争環境を生き抜いたことで、チャイニーズドリームを体現するアリババやテンセント、京東、拼多多（PDD）などのITプラットフォームのほか、通信機器のファーウェイ、電気自動車のBYD、車載電池のCATL、SNSのバイトダンスといった世界に通用する企業が数多く誕生した。

民営企業は今後もその活力を維持し続けることができるのか——。これが中国経済の先行きを左右することになると、筆者は考えている。

以上

（本レポートは、一般財団法人日中経済協会が発行する『日中経協ジャーナル』2024年1月号に寄稿した原稿を、同協会の許可を得て転載するものです。なお、転載に当たり、一部編集やデータ更新を行っています）

中国の対外貿易の現状と展望

～RCEP 加盟 2 周年を迎えた成果と課題～

MIZUHO

みずほ銀行 中国営業推進部

特別研究員 邵 永裕 Ph. D.

E-mail: yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp

Tel: 03-5220-8729

【 要約 】

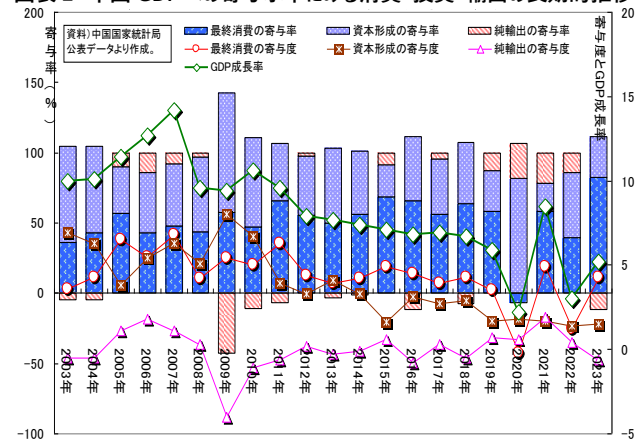
- 中国の対外貿易は、コロナ禍が続いた 2021～23 年はそれ以前よりも拡大したものの、2023 年の GDP 成長率 5.2%への寄与度は低下している。
- 2023 年の対外貿易額はドル建てでは輸出入とも減少となっているが、人民元ベースの統計発表では微増となっている。
- 輸出品目についても技術集約型製品が増加しており、中国の輸出製品が高度化している。
- ベトナム、タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、インドネシア等との貿易がこれまでにない水準で拡大する一方、同じく RCEP メンバーである日韓・豪などのシェアは低下。
- RCEP 等がうまく機能することはそう簡単ではないことは、かつてのガットや WTO の実情を見ても想像に難くない。また経済安全保障という観念そのものが自由貿易や FTA の基本理念と相容れない側面を持っているとも言えよう。
- 世界経済の枠組みや国際貿易のルール形成については、自由・公正・平等という原則を抜きにしては中長期的な発展は見込めず、関係各国と国際機関の努力が求められている。

1. はじめに

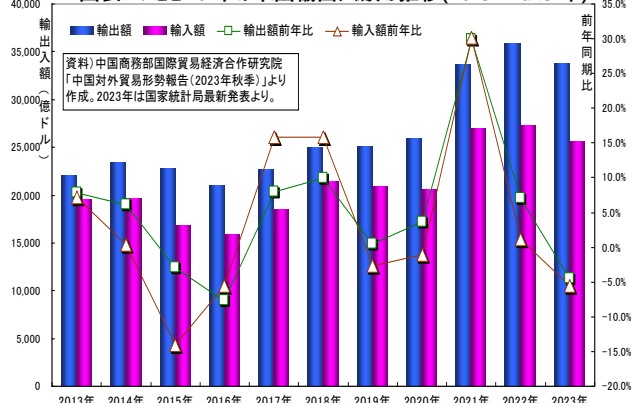
昨今注目されている中国の経済情勢において年初からの GDP 成長率が 5.2%と（目標達成）と報じられたのは大方の観測の通りであったが、5.2%への寄与率が最大なのは最終消費（82.5%、2022 年の 2 倍以上の伸び）でその寄与率は 5 年前の 2018 年のと同等（4.3 ポイント）であることに注目すべきであろう。対して資本形成と純輸出の寄与度はそれぞれ 1.5 と -0.6 と小さく、純輸出の寄与度は国際金融危機のあった 2009 年に次ぐこれまで 2 番目の低さであることも看過できない（図表 1）。

とは言え、ここ 10 年の中国の輸出入貿易の動向をみると、コロナ禍が続いた 2021～23 年は中国の対外貿易が明らかな拡大期を迎えており、貿易黒字も順調に積み増しされていることが見て取れる（図表 2）。2023 年の対外貿易額はドル建てでは輸出入とも減少となっているが、人民元ベースの統計発表では微増となっている。ポストコロナにおける中国の貿易情勢は

図表 1 中国 GDP への寄与水準にみる消費・投資・輸出の長期的推移



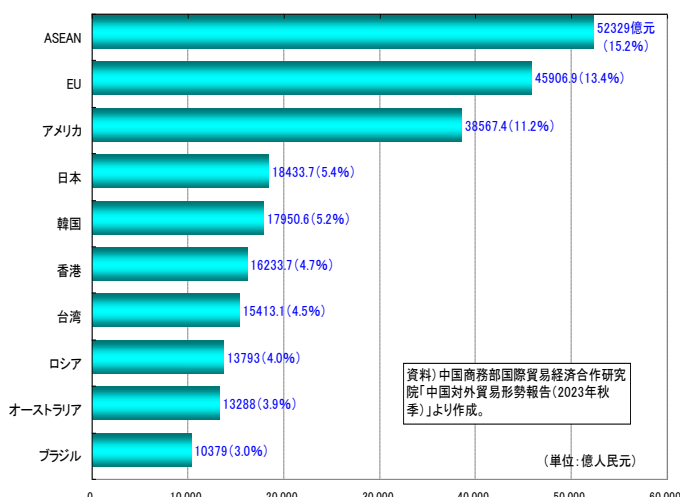
図表 2 ここ 10 年の中国輸出入額の推移(2013～2023 年)



経済成長と平行に安定的な軌道に戻るのではなく、国内外の経済条件と地政学上の政治・社会的要因にも影響されるであろう。

例えば、中国の上位 10 の貿易相手国・地域の中国対外貿易額と全体シェアの状況（図表 3）を見てもアセアン諸国は最大の貿易シェア（15.2%）を占めるまでになっており、かつての主要貿易相手国であった日米等を上回り、中国の対外貿易におけるアセアン諸国の重要性が見て取れる。今後の RCEP をはじめとする多重的な FTA 結成に対する中国の対外貿易戦略の展開・強化を見ることも重要であり、本稿は中国の対外貿易の情勢動向を概観したうえで、産業チェーン・サプライチェーンの安定化と経済安保の視点に留意しつつ、近年の中国通商戦略の展開動向を、発効してから 2 周年になった RCEP に関する政策的取り組みを中心に紹介し、これまでの成果と今後の課題を展望したいと思う。

図表 3 中国の上位 10 の貿易相手国・地域の貿易総額と全体シェア
(2023 年 1～10 月)



2. 高度化に向かう中国の輸出入貿易構造

ここでまず中国の貿易構造の動向変化を見てみよう。

図表 4 は中国の 3 つの年次（2013 年、2018 年、2023 年）における上位 10 品目の商品名と輸出額の実績を見比べたものである。上位 10 品目にも大きな変化が見られ、2023 年には電工機材、スマホ、文化製品も新たに加わるなど、技術集約型製品の品目数の増加と輸出額の顕著な拡大が見てとれ、中国の輸出製品の高度化を伺わせている※¹。

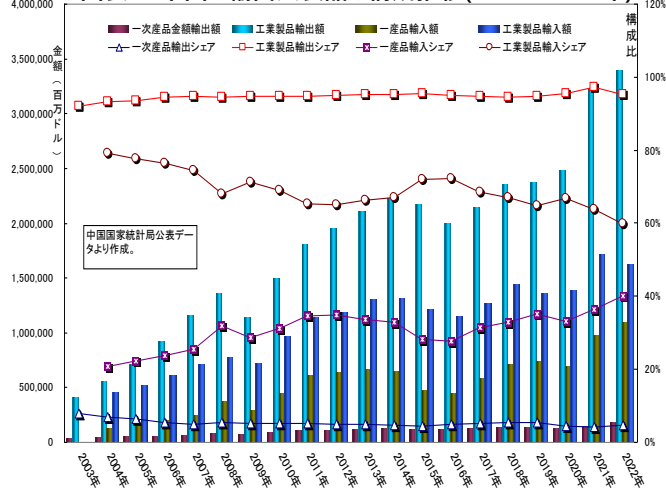
図表 5 にみる中国の 2003～2022 年における対外輸出貿易の商品構成では、工業製品の割合は一貫して 90%以上の比率を保ち、一次産品の割合はわずか 5%台の比率で推移している。一方輸入貿易に占める工業製品の比率は近年低下傾向を辿っている（2022 年過去最低の 60%に）のに対して、一次産品の割合は拡大傾向で推移している（2022 年過去最大の 40%に）。不安定な国際情勢の下で産業・民生の資源確保に注力していることの現れだと思われる。

図表 4 異なる年次の中国の上位 10 種類輸出商品の変化動向

2013年		2018年		2023年(1～10月)	
商品項目	輸出額(億ドル)	商品項目	輸出額(億ドル)	商品項目	輸出額(億ドル)
服装及び衣服付属品	1,770.19	服装及び衣服付属品	1,586.65	電子部品*	1,924.23
データ自動処理設備*	1,199.69	メリヤス生糸、織物及び製品	1,192.74	データ自動処理設備及び部品*	1,555.13
ノートパソコン*	1,107.95	データ自動処理設備*	1,044.18	電工機材*	1,391.28
メリヤス生糸、織物及び製品	1,069.82	集積回路(IC)*	837.26	服装及び衣服付属品	1,357.45
集積回路(IC)	877.25	農産物	793.65	メリヤス生糸、織物及び製品	1,135.96
農産物	671.13	ノートパソコン*	745.36	文化製品	1,134.98
家具及び付属品	518.34	家具及び付属品	542.70	集積回路(IC)*	1,106.11
液晶パネル*	358.60	プラスチック製品	441.75	服装	1,068.23
プラスチック製品	353.01	石油製品	356.09	携帯電話*	1,085.78
貴金属及び貴金属アクセサリー	289.00	鉄鋼板材	320.14	プラスチック製品	849.14

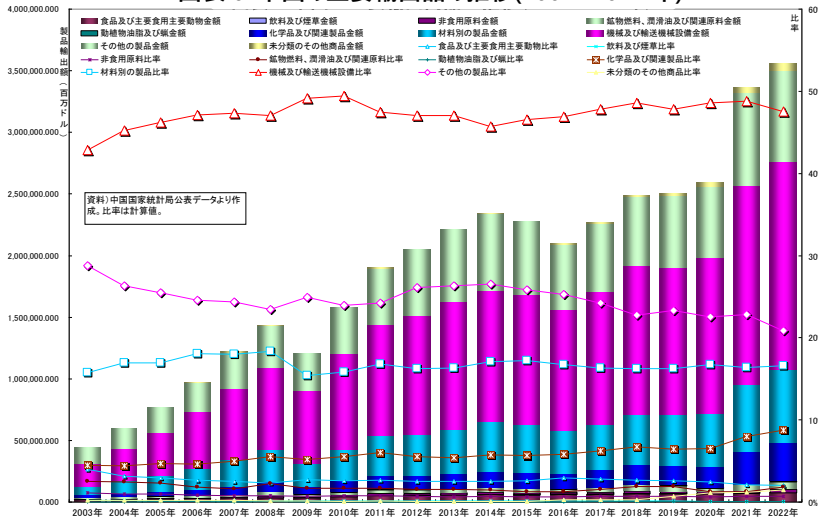
資料) 中国銀行「中国经济金融展望報告」2024 年年报(总第 57 期) 2023 年 12 月 12 日より作成。*は技術集約型製品を示す。

図表 5 中国の輸出入製品の構成推移(2003～2022 年)



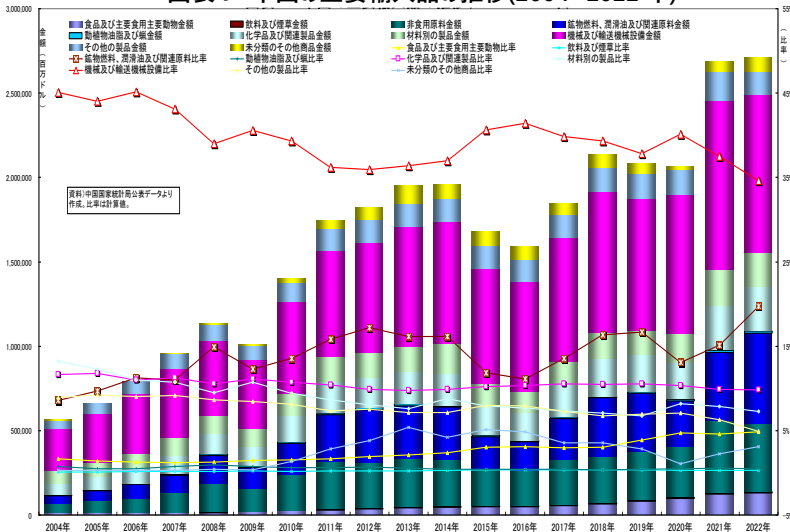
※¹ 中国銀行「中国经济金融展望報告」2024 年年报(总第 57 期) 2023 年 12 月 12 日をご参照。

図表 6 中国の主要輸出品の推移(2004~2022 年)



図表 6 と図表 7 は大分類項目下の中国輸出入貿易の推移を見たものであるが、輸出品では、①機械及び輸送機械設備、②その他の製品、③材料別の製品の 3 品目は上位 3 大商品（合計比率は 85%以上。4 位は化学品及び関連製品。2022 年に 8%台に拡大）となっているが、輸入品では、①機械及び輸送機械設備、②鉱物燃料、潤滑油及び関連原料、③化学品及び関連製品の 3 品目が上位 3 大品目になっており、合計比率は 65%を占めている（2022 年）。

図表 7 中国の主要輸入品の推移(2004~2022 年)



なお、中国税関総署が今年 1 月 12 日に発表した 2023 年の輸出入統計データによると、中国の物品貿易の輸出額は前年比 0.6%増の 23 兆 7700 億元（1 元は約 20.3 円）、輸入額が同比 0.3%減の 17 兆 9900 億元であった。輸出を見ると、増加ペースがここ数年と比べるとやや鈍化した（2023 年の輸出入総額は 41 兆 7600 億元）。ただ、税関総署の報道官を務める統計分析司（局）の呂大良司長（局長）は、「輸出は大きな基数（足元）をベースにして過去最多を記録した点に目を留めなければ

ならず、量が合理的に増加しただけでなくシェアも維持し、さらに、増加の要因や地域構造といった面でも質が高まった」と説明した。世界貿易機関（WTO）の最新統計データによると、2023 年、中国の輸出の世界市場におけるシェアは約 14%という高水準を維持した。輸入額は 3.1%減だったのに対して、輸入量は 2.9%増だった。呂司長は、「つまり、2023 年において輸入の数値が下降したのは、商品価格の水準が低下した影響を受けているということ。中国の輸入量は依然として増加しており、中国の生産の回復と、消費・需要も活況であることを示している」と説明している（「人民網日本語版」2024 年 1 月 16 日）。

3. 重要視される貿易安定策とその主な取り組み

中国の貿易情勢は国内の経済環境と米中摩擦を主とする国際環境の変化により不安定になっていることは確かであり、中国政府は以前より危機意識を感じ様々な政策を講じてきている。

図表 8 は 2020 年以來の中国政府による貿易安定支援政策の主なものをピックアップしたが、2020 年の 8 月には「対外貿易・外国投資の安定化事業の更なる改善に関する意見」が公布されたのに続いて、12 月には「対外貿易の革新的発展の促進に関する実施意見」が通達された。2021 年 7 月に「対外貿易の新しい形式とモデルの開発の加速に関する意見」が新たに打ち出されたと共に、翌年初（2022

年1月1日)に控えたRCEPの正式発効に向けて「RCEPに基づく輸出入品の原産地に関する中華人民共和国の管理弁法」を公表した。2022年1月には「地域包括的経済連携(RCEP)の質の高い実施に関する指導意見」という専門文書を策定・公表し、RCEP協定における関連規定とコミットメント事項を質の高いレベルで効果的に実施していく実務的な手配も行われた。その後、輸出奨励の税減免措置や貿易にかかわる情勢安定の促進などに関する政策が展開されたが、2023年12月だけでも4回の重要な政策を発表した(図表8のNo.12～15)。とりわけ、同月に開催された中央経済工作会议において、対外貿易の新たな機運の醸成加速、対外貿易と対外投資の基本構造の強化、中間財貿易、サービス貿易、デジタル貿易、越境EC輸出の拡大及び、各方面での取り組み強化が要請された。

政策展開強化の中で明確に表れていたのはRCEPの発効に伴う国内での環境整備と呼応体制の強化が挙げられる。具体的に国務院より

「国際的な高水準の経済貿易ルールと包括的に整合し、中国(上海)自由貿易試験区のハイレベルな制度的開放を推進する全体方案」の公表(図表9のNo.15)に見られるように、国際のFTAと国内のFTZ(自貿区)の連動を目指す政策が打ち出され、政策による貿易促進の効果を地道に高めようとしている。また実際に中国地域政府によるRCEP協定の積極実施対応に関する政策は中央政府よりも早く展開され、主要な沿岸・周辺地域に多く及んでおり(図表9)、RCEPの加盟効果に対する期待感が強く見られている。

これらの政策の中で、新しくかつ具体的に示されたものとして国務院による「内外貿易の一体的発展の

図表8 2020年以降における中国貿易安定支援政策の展開

No.	時間(年月)	機関名称など	政策名称(主旨)と骨子内容
1	2020年8月	国務院弁公庁	「対外貿易・外国投資の安定化事業の更なる改善に関する意見」⇒対外貿易と外国投資を安定させるための15の政策措置を提示。
2	2020年12月	国務院弁公庁	「対外貿易の革新的発展の促進に関する実施意見」⇒革新による対外貿易における新たなエネルギーの育成と19つの観点から構成され、対外貿易革新の発展を推進する具体的措置を提起。
3	2021年7月	国務院弁公庁	「対外貿易の新興態及び新モデルの発展加速に関する意見」⇒デジタル技術等の活用による貿易活動の知能化?利便化、越境ECの促進や貿易サービスの発展等を指示。
4	2021年11月	税関総署	「RCEPに基づく輸出入品の原産地に関する中華人民共和国の管理弁法」⇒RCEP協定の下での輸出入品の原産地に関して計6章41条の詳細関連条文を明示。
5	2021年12月	国務院関税税則委	「2022年関税調整方案」⇒RCEPの合意に基づき9つのメンバー国一部輸入商品に対して協定発効初年度の税率調整を実施。
6	2022年1月	商務部など6部門	「地域包括的経済連携(RCEP)の質の高い実施に関する指導意見」⇒RCEP協定の市場開放に関する承諾とルールの活用、製造業のグレードアップと産業競争力の向上、国際標準における協力と事業化推進、金融による支援、地域の協定ルールによるビジネス環境の改善などを要求。
7	2022年4月	国家税務総局など10機関	「輸出税還付支援の更なる拡充と対外貿易の安定的発展促進に関する通知」⇒輸出税還付処理の利便性をさらに高めるために8大方面から輸出税還付支援の拡充と効率性の向上を指示。
8	2022年5月	国務院弁公庁	「対外貿易の安定と質の向上の促進に関する意見」⇒外国貿易の安定と質の向上を支援するために、多くの政策や措置を提案。
9	2022年7月	商務部など27機関	「対外文化貿易の質の高い実施に関する指導意見」⇒対外文化貿易の新たな推進力の育成、高レベルの開放の積極的な模索、デジタル文化貿易の積極推進、貿易協力メカニズムの円滑化促進などの任務と措置を提出。
10	2022年9月	商務部	「対外貿易の安定的な発展を支援するための若干の政策措置」⇒生産・契約履行の確保、企業による展示会と輸出入商品取引会の参加支援、越境ECによる対外貿易の安定機能の発揮など6方面の政策的措置を指示。
11	2023年11月	税関総署	「輸出原産地企業登録事項の取消しに関する公告」⇒同月より輸出品原産地企業の登録事項が解消され、原産地証明書申請者は「単一口口」、インターネット・税関、国貿促を経て直接原産地証明書の申請が可能に。
12	2023年12月	国務院弁公庁	「内外貿易の一体化発展の加速に関する若干の措置」⇒製品品質の向上と製品ブランド育成強化などを提起。
13	2023年12月	中央経済工作会议	「高レベルの対外開放の推進」⇒貿易の新たなエネルギー育成の加速、対外貿易と対外投資の基本構造の強化、中間財貿易、サービス貿易、デジタル貿易、越境EC輸出の拡大。
14	2023年12月	国務院	「国際的な高水準の経済貿易ルールと包括的に整合し、中国(上海)自由貿易試験区のハイレベルな制度的開放を推進する全体方案」⇒上海FTZを率先事例にRCEP発効に呼応するより高水準の対外開放と国際貿易推進の取り組みを提起。
15	2023年12月	商務部など10部門	「加工貿易の発展レベルの向上に関する意見」⇒高付加価値製品の加工貿易を奨励し、保税業務の展開促進、財政・税金・金融による支援拡大、加工貿易の管理とサービスの健全化などの12項目の措置を提出。

資料) 中国国務院WEBサイト及び各種報道より作成。注) 本表は主要な関連政策をピックアップしており、すべてを含むものではない。

図表9 中国の地域政府によるRCEP協定の実施対応に

No.	公布時間	地 域	政策名称と主旨内容
1	2021年4月8日	山東省	「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の実施事前行動計画」⇒一番最初に地域版のRCEP対応政策を早急に準備・指示。
2	2022年1月26日	雲南省	「雲南省RCEP協定対応連携加速行動計画」⇒自由貿易試験区(FTZ)などを活用し、先端製造・グリーンエネルギー、生物医薬などの分野でRCEP諸国との生産能力協力の強化やRCEPの関税譲歩、投資、原産地規則、サービス貿易、越境EC、知財保護などの規則に焦点を当てFTZで国境を越えた制度革新とオープン環境ストレステストの実施などを提起。
3	2022年2月18日	上海市	「RCEP協定の質の高い実施に関する上海市の若干の措置」⇒外高橋FTZと虹橋中心業務区(CBD)による国家輸入貿易イノベーション実証区の主導的な役割の最大限の発揮、RCEP加盟国向けに新たな国家展示センターの設立、輸入品の直販プラットフォームの構築。RCEP地域向けの物品および国家商品貿易センター虹橋海外貿易センターの建設支援を提起。
4	2022年3月18日	浙江省	「浙江省のRCEP協定の質の高い実施に向けた3年行動計画(2022年～2024年)」⇒RCEPの新たな経済貿易ルールの包括的統合加速、浙江省と他のRCEP諸国との全方位的・包括的な経済貿易協力の深化、浙江省のハイレベルの開放性開発と質の高い発展の促進、国と地方の輸入イノベーション実証区と主要輸入プラットフォームの役割の発揮などを提起。
5	2022年4月8日	江蘇省	「RCEP協定の質の高い実施に関する江蘇省の若干の措置」⇒江蘇FTZ、中韓(塩城)工業団地、中日(蘇州)地方開発協力実証区、中日韓(江蘇)産業協力におけるRCEP奨励義務の詳細リストの作成推進などを提起。
6	2022年5月7日	広西自治区	「広西チワン族自治区のRCEP協定実施行動方案(2022～2025年)」⇒広西FTZの越境サービス貿易のネガティブリストの実施促進、他のRCEP加盟国の投資家による港湾、海運、金融、医療の分野で高品質資源の開発と主要産業プロジェクトの建設参加の支援などを表明。
7	2022年5月10日	天津市	「RCEP協定の質の高い実施に関する天津市の若干の措置」⇒天津FTZに依拠し、日本と韓国への投資、検査結果の国際相互承認、原産地宣言制度、サービス貿易、越境EC、知財保護に関するRCEPルールの履行と天津FTZの高レベル開放と革新の推進などを提起。
8	2022年5月11日	北京市	「北京市RCEPの機会を捉えて二つの地区のハイレベルな発展を促進するための行動計画」⇒北京FTZの越境サービス貿易のネガティブリストの実施、適格自由貿易試験区グループがRCEPにおける自然人の移動や越境配送などの関連措置を検討するための努力実施、FTZの支援分野における科学技術、デジタル経済などのRCEP加盟国との交流協力の促進などを提起。
9	2022年5月30日	遼寧省	「RCEPの質の高い実施のための3年行動方案(2022年～2024年)」と「輸出指向型経済の質の高い発展加速とRCEPの全面対応実施のための若干の政策措置」⇒RCEP協定のハイレベルの実施、新たなハイレベルの開放を生み出す取り組みの推進、大連でのRCEPのプロジェクトベース、リストベース、エンジニアリングベースの実施に向けた行動計画として5方面における20事業を提起。
10	2022年6月2日	湖南省	「RCEP協定の質の高い実施に関する指導意見」⇒全国版および自由貿易試験区版における外資アクセスのネガティブリストの改善推進、電気通信開放の秩序ある推進、インターネット、教育、文化、医療などの分野における開放の拡大などを提起。
11	2022年6月14日	湖北省	「RCEP協定を完全に履行するための若干の措置」⇒RCEPと連携するための湖北FTZの行動計画の策定やRCEP協定規則の高水準の履行、省全体で推進するための高水準の実施経路の調査・検証。
12	2022年7月28日	重慶市	「RCEP協定の質の高い実施に向けた重慶市の行動計画」⇒重慶FTZにおける改革と革新の深化、RCEP規則と関連した先進的な制度的取組みの形成、FTZにおける貿易・投資円滑化の改革と革新を促進するための若干の措置の導入・実施などを提起。
13	2022年8月16日	安徽省	「RCEPの新たな経済貿易ルールの調整加速とハイレベル開放の着実な推進に関する安徽省の実施意見」⇒安徽FTZプラットフォームの活用、外国為替の円滑化、国境を越えたデータフロー、知的財産保護などの分野での探索推進を提起。
14	2022年1月10日	浙江省	「内外貿易の統合的発展の加速に関する13つかの意見」⇒浙江FTZにおける質の高い開発の新たなラウンドの実施、CPTPP、DEPA、その他の先進的な国際ルールに対するベンチマークの推進、制度的開放性による内外貿易の統合的発展を提起。
15	2022年5月20日	天津市	「内外貿易の統合的発展を促進するための天津が講じる若干の措置」⇒天津FTZの実証と主導的役割を最大限に発揮し、RCEPやCPTPPなどの高水準の国際経済・貿易ルールと連携し、国内の対外貿易の総合的発展の促進、企業の越境サービス貿易実施のための情報とコンサルティングサービス提供のための公共サービスプラットフォームの構築を提起。
16	2023年4月3日	広東省	「深セン市の内外貿易統合発展促進実施計画」⇒前海蛇口FTZの実証と主導的役割を最大限に発揮し、RCEP、中国・EU二国間投資協定(BIT)などの国際協定と連携させ、CPTPPの経済貿易ルール、国内と国際間のリンク構築、内外貿易の統合的発展などの全面的強化を表明。

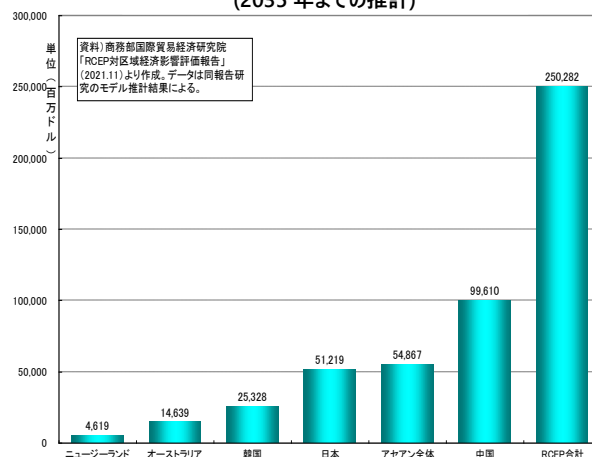
資料) 中国商務部貿易経済合作研究院「中国CHINA自由貿易試験区発展報告」より作成。政策は主に各地域政府の商務局から公布されているので公布機関名は省略とした。なお、NO.14～16は直接RCEP対応のものではないが、主旨内容は直結しているのが代表的なものを付記している。

加速に関する若干の措置」(以下「若干の措置」)と受け止められ、その骨子内容は以下に紹介する。

「若干の措置」は国内取引と対外貿易の一体的発展を急ぐことは新たな発展の枠組み構築と質の高い発展推進の内的要求であり、経済発展の促進、内需の拡大、企業の安定に重要な役割を果たすとし、5つの面で18カ条の業務措置を打ち出している。

第一に、ルール・制度のつながり〈リンク〉・融合を促進する。国内取引と対外貿易の規格のリンクを促進し、国際規格への転換率を絶えず高める。国内取引と対外貿易の検査・認証のリンクを促進し、「一帯一路」共同建設、「地域的な包括的経済連携協定(RCEP)」などの枠組み下の検査・検疫、認証・認可の国際協力を深める。国内取引と対外貿易の監督管理の整合性を図り、国内取引と対外貿易の資源・要素の円滑な流れを促進する。国内取引と対外貿易製品の同線同標同質^{※2}の「三同」を推し進め、各方面が認証結果を信用して採用することを奨励する。第二に、国内取引・対外貿易市場チャンネルの連結〈ルート〉のドッキングを促進する。輸出企業が国内市場を広げるのを支援し、良質な輸出製品の国内販売拡大のシリーズ活動を展開する。商業企業が越境電子商取引(EC)、市場調達貿易〈※2〉などの方法で国際市場を開拓するのを支援する。プラットフォームの交流・マッチング機能を発揮させ、国内・国際市場の一本化を促進する。第三に、国内取引と対外貿易の一体的発展のための環境を最適化〈改善〉する。知的財産権保護を強化し、権利侵害の〈不法な〉偽物・盗用取締特別行動を展開する。国内取引と対外貿易の信用システムを充実させ、企業信用情報の共有共用を後押しする。物流の利便性を高め、沿海・内陸河川港湾による鉄道水運一貫輸送の発展を加速する。人材面のサポートを強めて、オンライン・オフラインが融合、国内取引・対外貿易が融合した人材交流マッチングプラットフォームを立ち上げる。第四に、重点分野の融合した発展を加速する。国内取引・対外貿易の一体化実験を深化させ、一体化関連改革革新の度合いを高めることを奨励する。国内取引と対外貿易を一体化した企業を育成し、サプライチェーンの中核企業が川上・川下企業の協同による国内・国際市場の開拓をけん引するのを支援する。国内取引と対外貿易の融合した発展の産業クラスターを育成し、中・西部などの地域で一体的発展のレベルを高める。ブランドづくりを急ぎ、国内取引・対外貿易企業の自主ブランド育成を支援する。第五に、財政金融支援度を高める。関連の財政支援政策を実行に移して、国内取引と対外貿易の体的な発展を積極的に支援する。信用保険の機能をよりよく発揮させ、市場化の原則に従って国内取引と対外貿易の一体化した信用保険の総合的支援度を高める。金融支援度を高め、金融機関の国内取引・対外貿易企業へのサービス能力を強める。このように、内外貿易の一体的な発展を急ぐことは新たな発展の枠組み構築と質の高い発展推進の内的要求だとされており、また経済発展の促進、内需の拡大、企業の安定に重要な役割を果たす「若干の措置」は当分中国の貿易発展における最も重要な政策指針として受け止められ、またRCEPの機能を重視する背景には、各地域にも自由貿易区を抱えており、RCEPの正式発足による内外貿易の拡大と地域経済福祉の向上につながりたいからであろう。図表10に示す試算によると、

図表10 RCEP 発効による主要国、地域の経済福祉享受額
(2035年までの推計)



^{※2} 同一ライン・同一規格・同一品質の意。輸出企業が同じ生産ラインで、同じ規格に従って、輸出向けと国内向けの製品を生産することによって、国内市場と国際市場に供給する製品の品質を同じ水準にすることを指す。

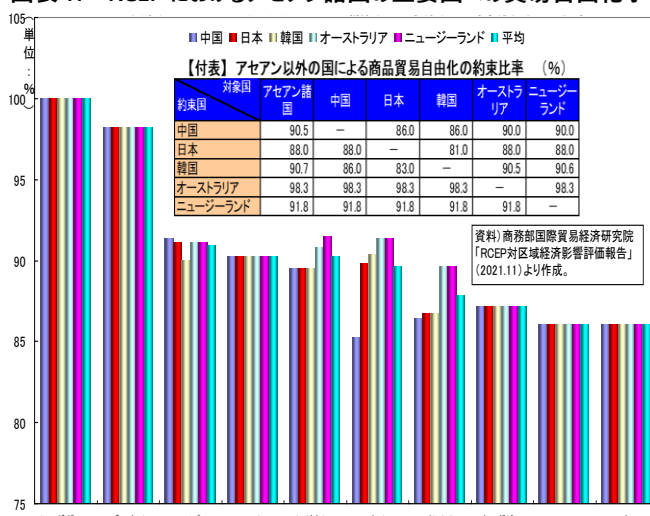
RCEP 発効による経済福祉の最大受益者のトップ 3 は中日韓 3 国で中でも中国は最大の受益国となり、2 位日本の 2 倍弱の経済効果を受けられる（2035 年まで）とされている。

4. 重要視される RCEP 諸国との貿易発展動向

上記で見てきたように、中国にとってアセアン諸国をはじめとする RCEP メンバー各国にかかわる貿易が重要となっている中で、同地域との貿易拡大に関する取り組みも今まで以上に強化され、一帯一路戦略などにも絡んで通商関係の安定化や貿易投資の円滑化に注力されている。ここで RCEP 諸国との貿易状況を概観しよう。

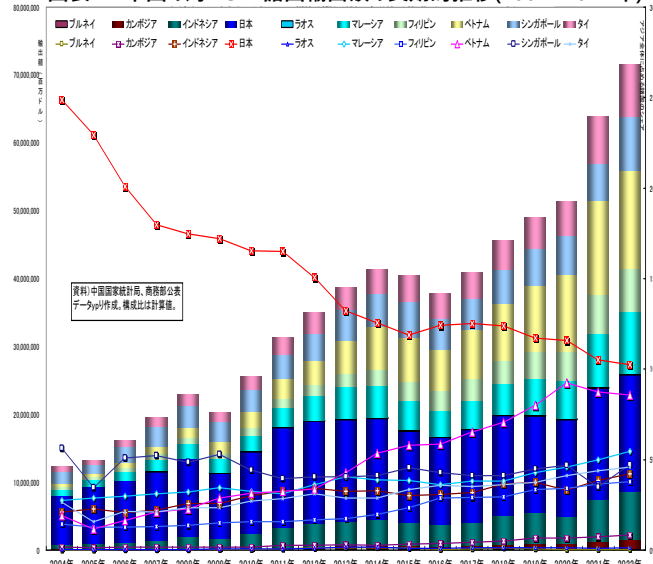
図表 11 は RCEP におけるアセアン諸国の主要国への貿易自由化水準を示しているもので、同図内の「付表は」はアセアン以外の国（中日韓などの 5 か国）による商品貿易自由化の約束比率（%）を示している。比較してみると、シンガポール（域外関係国にすべて同等の 100%）やブルネイ（同 98.2%）の公約水準が最も高く、その次にインドネシアとタイがオセアニアの 2 か国（オーストラリアとニュージーランド）が続く（90%以上の公約率）。一方、経済発展が比較的遅れているカンボジアやミャンマー、ラオスはいずれも 90%以下の比率になっている。またタイとベトナムは中国に対して低い公約率を設けていることも確認できる。その中国はアセアン諸国とオセアニアの 2 国に 90%以上を公約しているのに対して、日韓両国に対してはいずれも 86%としている。また日韓両国の間でも比較的低い（81%、83%）比率を公約していることが分かる。

図表 11 RCEP におけるアセアン諸国の主要国への貿易自由化水準

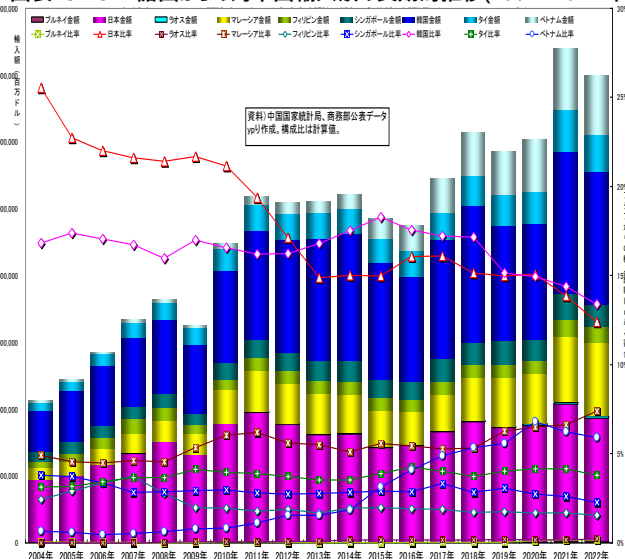


図表 12 に示す中国からの対 RCEP 諸国への輸出貿易の状況をみると、全般的には 2015～2016 年の減少期から 2022 年に向かって大きく拡大し、特に RCEP 発効年の 2021 年の拡大幅が大きくなっている。

図表 12 中国の対 RCEP 諸国輸出額の長期的推移(2004～2022 年)



図表 13 RCEP 諸国からの対中国輸入額の長期的推移(2004～2022 年)



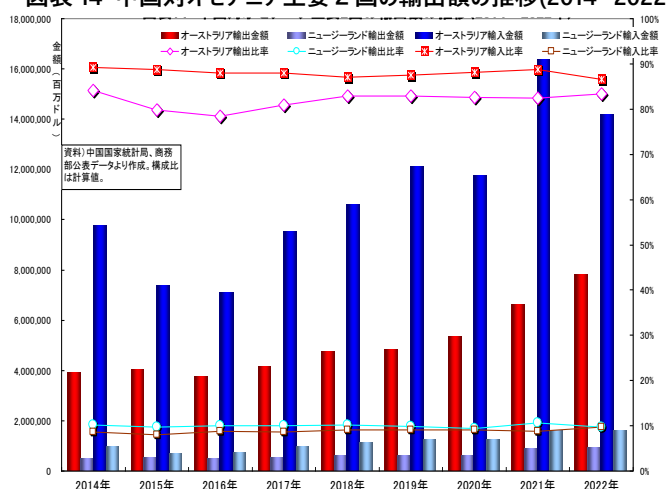
ることが読み取れる。ただ国別にみると、大きな相違がみられており、特に中国にとって RCEP 輸出総額に占める比率で最大規模を有する日本のシェア低下が目立っており、一方アセアンのベトナムやタイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、インドネシアなどのシェア拡大が明確に見て取れる。

次に、図表 13 の中国による RCEP 諸国からの輸入貿易を見ると、全体規模では 2021 年がピークになっているが、構成比では日本からの輸出は最大であった状況から変わってきており、2021 年から韓国が最大のシェアを占めるようになってきた。他の RCEP 諸国の対中輸出の増加は中国からの輸出ほど勢いを欠いているが、日韓両国に次ぐ第 3 位の対中輸出国はベトナムからマレーシアに入れ替わり（2021 年から）、その次はベトナム、タイ、シンガポール、フィリピンなどが続いている。

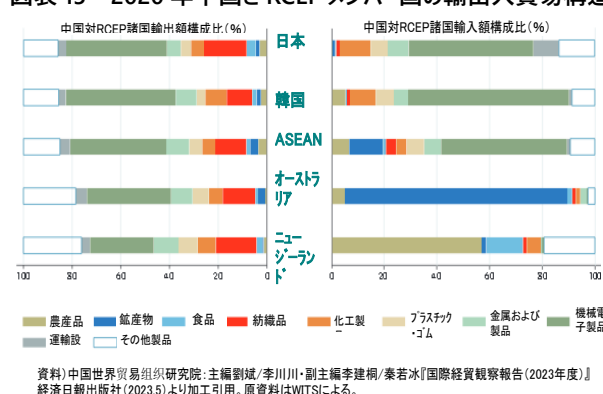
では、オセアニアにある RCEP メンバー国であるオーストラリアとニュージーランドとの輸出入貿易の動向はどうであろうか。図表 14 は 2014～2022 年における中国の対同 2 か国の輸出入の推移を占めているが、輸出入とも安定的に拡大している。特に中国の対オーストラリアの輸出よりも同国からの輸入額のほうが遥かに大きく、つまり中国側の貿易赤字になっておる。対ニュージーランドの輸出も規模が比較的小さいが、構造的には同じく中国側の入超になっている。

中国と RCEP 主要国の輸出入商品の構造からみると、それぞれの国が異なる様相となっているが、基本的には総合的に非常に強い相互補完や依存関係にあることは明らかであり、（図表 15）。特に関係諸国の中国に対する依存度を強く伺わせる。図表 16 と図表 17 は RCEP 諸国側から見る対

図表 14 中国対オセアニア主要 2 国の輸出額の推移(2014～2022 年)

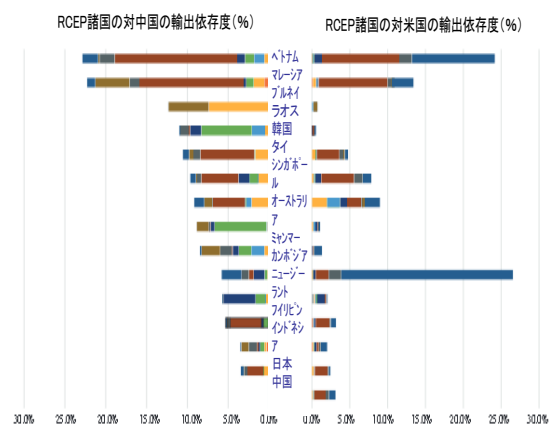


図表 15 2020 年中国と RCEP メンバー国の輸出入貿易構造



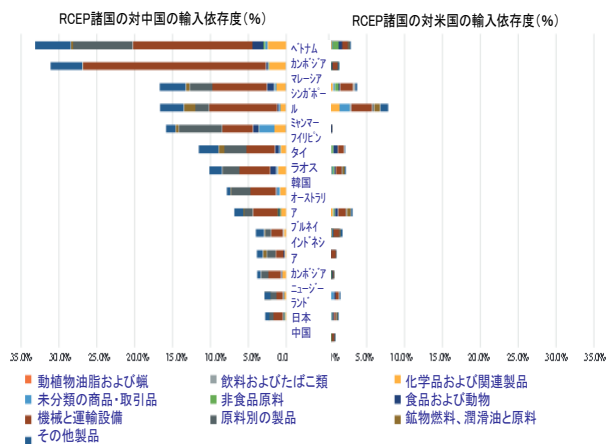
資料) 中国世界貿易組織研究院・主編劉斌/李川川・副主編李建桐/秦若冰『国際経貿觀察報告(2023年度)』経済日報出版社(2023.5)より加工引用。原資料はWITSによる。

図表 16 RCEP メンバー国の中国と米国への輸出依存度比較(2020 年)



資料) 図表 14 に同じく、主編劉斌/李川川・副主編李建桐/秦若冰『国際経貿觀察報告(2023年度)』経済日報出版社(2023.5)より加工引用。

図表 17 RCEP メンバー国の中国と米国への輸入依存度比較(2020 年)



資料) 図表 14 に同じく、主編劉斌/李川川・副主編李建桐/秦若冰『国際経貿觀察報告(2023年度)』経済日報出版社(2023.5)より加工引用。

図表 18 は RCEP 結成前 2020 年の RCEP 諸国間の貿易をめぐるネットワークの密度を示している。中国と日本及び韓国を中心に貿易ネットワークが構築されているが、今後このネットワークの密度がより高まっていき、域内貿易の利便性と効進むものとみられている。図表 19 は RCEP の発効で推計されている。中国と韓国を除く RCEP 加盟国とされるが、RCEP による経済効果が大きいと推定され、いずれからも利益を受けられないどころかマイナスの影響を受ける国もあると推定されている。RCEP 加盟国の経済成長の鈍化は、RCEP 加盟国の経済成長の鈍化の一因になったとも考えられよう。

[illegible]

むろん、今日の複雑な国際経済・政治情勢や地政学要因により、かつてあった世界全体での自由貿易構想が困難となり、実際に地域や関係国を限定した枠組みが発足しており(図表 20)、日中韓などを含め、同時に複数の協定や枠組みに参加、また参加しようとしているのが実態である。RCEP と CPTPP の枠組みを比較すると、RCEP のほうがその経済・人口規模(1 人当たり GDP の水準が 2 倍以上の差)が大きいだけにその経済効果も大きいと期待されるが、実際それぞれの枠組みがうまく機能するためには、それぞれの締約国が公約と規則を遵守し、権利と義務を十分に履行することが必要である一方、そう簡単ではないことはかつてのガットや現存の WTO の実情を見ても想像に難くない。また経済安全保障という観念そのものが自由貿易や FTA の基本理念と相容れない側面を持っていることも事実であろう。これま

	RCEP		CPTPP	
	輸出増加	所得増加	輸出増加	所得増加
日本	133	60	100	57
中国	234	127	▲6	▲14
韓国	65	28	▲6	▲4
ASEAN	78	28	108	55
オーストラリア	3	2	24	15
ニュージーランド	1	1	5	4
米国	▲2	0	▲2	▲4
インド	▲5	▲7	▲5	▲5
世界	514	245	217	113

区分 項目	RCEP	CPTPP	日EU・EPA
名目GDP(対世界比)	29%	13%	24%
1人当たりGDP	10940ドル	21961ドル	3,6601ドル
人口(対世界比)	30%	7%	8%
貿易額(対世界比)	27%	15%	33%
日本との貿易額	47%	15%	12%
経済効果試算	(GDP2.7%押し上げ)	(GDP1.5%押し上げ)	(GDP1%押し上げ)
参加国全体の税関撤廃率	品目数ベース 91% 貿易額ベース 89%	品目数ベース 99% 貿易額ベース 99%	品目数ベース日本 94%、EU100% 貿易額ベース 日本 98%、EU100%

14

で数多く結成される FTA などの経済連携枠組みと諸機構の間においても競争・競合的になるところもあり、相互にねじれや対立も生じかねず、自由貿易と逆行する経済のブロック化や閉鎖化がもたらされる危険性もあろう。その意味で本来にあるべき自由貿易そのものが挑戦と試練に直面していることは確かであろう。

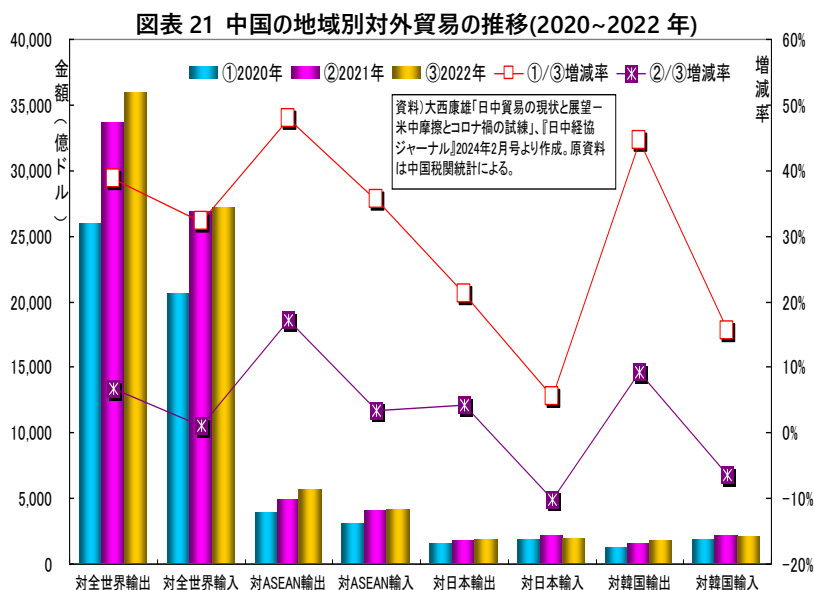
中国は RCEP 加盟への期待効果について、①国内外の市場のブロックを解除するのを支援する。②原産地

規則は地域の生産要素の最適化を促進する。③ハイレベルな国際経済・貿易ルールのベンチマークの推進といった 3 点が指摘されているが（『経済日報』「RCEP が我が国の産業発展に与える影響」2021-04-25）、これらが完全に現れるには長い時間と相応の努力が必要であると思われる。

図表 21 の直近 3 年（2020～2022 年）の中国の対外貿易の動向を見ると、RCEP 正式発効になった 2022 年の中国対 ASEAN の輸出はまだしも、同輸入と対日本・韓国の輸出入とも明確な伸びにはなっておらず、特に増減率では対日本・韓国の輸入はいずれもマイナスに転じ、2023 年にはほぼすべてがマイナスとなっており、さしあたり貿易額の急増のような効果は確認できないのが実態である。

公正な世界の自由貿易は、世界の発展に資することは言うまでもなく、世界最大の貿易国である中国が果たすべき役割は極めて重要であり、今後の中国の動向については引き続き注視していきたい。また世界経済の枠組みや国際貿易のルール形成については、自由・公正・平等という原則を抜きにしては中長期的な発展は見込めないことから、関係各国と国際機関の努力が求められている。

以上



中国会社法の改正による 外商投資企業への影響と求められる対応

MIZUHO

King & Wood Mallesons 金杜法律事務所
中国弁護士 陳天華、中国弁護士 陳霄翔
E-mail: chentianhua@jp.kwm.com
chenxiaoxiang@cn.kwm.com
T E L : 03-5218-6711

【 要約 】

- 中国会社法は、2023 年 12 月 29 日に第 14 期全国人民代表大会常務委員会第 7 回会議において可決され、抜本的な改正を果たし、2024 年 7 月 1 日から施行される。
- 外商投資企業は 2020 年まで外資三法が適用されていたことから、過去の会社法改正に際しての影響は限定的であったが、2020 年の外商投資企業法の施行によって外資三法は廃止となり、2024 年までに会社法が全面適用となるため、今回の改正は、外商投資企業もその対象になる。
- 今回の改正に関して、株主の出資期限、会社の組織機構（株主会、法定代表者、董事会等）、利益配当、登録資本金の減少等の点に注目すべきと思われる。
- 特に董事会における従業員代表を設ける制度の導入については、経営管理上の問題が生ずる可能性があり、今後この問題に関する行政文書の公表等につき注視すべき。

中国会社法は、2023 年 12 月 29 日に第 14 期全国人民代表大会常務委員会第 7 回会議において可決され、抜本的な改正を果たし、2024 年 7 月 1 日から施行される。

1993 年制定の会社法は、これまで数回の改正が行われてきたが、今回の法改正は、企業全体にとってのビッグバンといえよう。また、外商投資企業は 2020 年まで外資三法が適用されていたことから、過去の会社法改正に際しての影響は限定的であったが、2020 年の外商投資企業法の施行によって外資三法は廃止となり、2024 年までに会社法が全面適用となるため、今回の改正は、外商投資企業もその対象になる。

1. 株主の出資期限

登録資本金制度を採用する現行会社法の下では、資本金の払込みを行わず、払込みの期限を長く設定し、巨額な資本金を登録するといったケースが多く見受けられる。これにより、実際には資本金が払い込まれず、又は少額であると、会社の経営や信用が大きく阻害される。

「改正会社法」は、株主が会社定款において出資の期限を自由に定めることをもはや認めないものとし、会社の成立日から 5 年以内の払込みを義務づけた。外資企業が出資金の払込みをしないまま 5 年を経過するケースは少ないと思われるが、新たに設立される外資企業は、出資期限に関するこの新たな規定に注意しなければならない。また、「改正会社法」48 条は、持分・債権による出資も可能なことを法律上初めて明確化しており、外資企業は、中国において投資した各子会社の持分をもって管理会社の出資・設立を行う手法が法律的に認められることとなった。

なお、関連法令の動向として、「中華人民共和國会社法の実施に関する登録資本登記管理制度規定」のパブリック募集案が 2 月 6 日に公布され、既存の有限会社に 3 年間の移行期を設け、5 年を上限と

する出資期限を 2024 年 7 月 1 日から 2027 年 6 月 30 日までの間に設定し、2032 年 6 月 30 日までに全額を払い込むことを要求しており、その立法の今後の進展が着目される。

2. 組織機構

(1) 株主会議事規則

「改正会社法」66 条は、株主会の議事規則について 1 つの規定を追加し、会社定款の変更、登録資本の増減、会社の合併・分割・解散及び組織形態の変更（以下「会社の重大事項」という）を除く一般事項（例えば対外的な担保提供、融資、利益分配案等であり、以下「一般事項」という）の決議を株主会が行うときは、過半数の議決権ある株主において可決しなければならないものと明確に定めた。これに対応する「現行会社法」43 条は、一般事項について特に定めず、会社定款において自由に定めることを認めていた。

これに関し、まず、外資企業の株主においては、会社定款の変更にあたり、「改正会社法」66 条の規定に従って、一般事項の表決数を過半数とする株主会会議規則を明確に定めることが推奨される。

次に、出資比率が 50 : 50 の外資企業、特に中外合弁企業・中外組合企業のうち董事会を権力機関としていたものは、多くの董事を任命する側の株主が一般事項について決定権を有していた。しかし、「改正会社法」の下、過半数の株式を有する株主が存在しない場合には、一般事項をめぐるこれまで以上に膠着状態に陥りやすくなる。これを避けるため、株式保有比率が 50 : 50 の外資企業の株主においては、一般事項に関しては董事会決議の後、株主会における決議のため双方の株主が協力しなければならないとの内容を株主間契約に定めることについて検討することが望まれる。

(2) 法定代表者

「改正会社法」10 条は、法定代表者について、会社定款の規定に従い会社を代表して会社の事務を遂行する董事又は総経理がそれを務めるものと定め、これに就任しうる者の範囲を、「現行会社法」13 条における董事長（執行董事）又は経理から拡大するものとした。

したがって、外資企業の株主においては、より望ましい代表権の行使とするため、従来どおり中国に常駐しない董事長が法定代表者を務め続けるか、それとも中国に常駐する董事が董事長に代わって法定代表者を務めるかについて検討することが推奨される。

(3) 董事会

董事会は、今回の「会社法」改正の要点であり、これに関する規定は、51 条、67 条、68 条、69 条、71 条、73 条、232 条等に見受けられ、その主な変更点をまとめると下表のようになる。

改正の概要	「改正会社法」の条項
株主の出資状況の検査及び出資払込催告の義務の追加	51 条
董事会構成員を 13 名までとする上限の削除 年度財務予算案及び決算案の策定に係る董事会の権限の削除	67 条

従業員代表を董事会構成員とする必要のある場合に関する規定の追加（詳細については後述）	68 条
董事会が監査委員会の設立を通じて監事会の権限を行使しうることに関する規定の追加	69 条
株主会が董事の解任を随時決議しうることに関する規定の追加 董事が正当な理由なく解任された場合における会社への賠償請求権に関する規定の追加	71 条
董事会会議の定足数を過半数とすることの明確化 董事会会議の表決数を全董事の過半数とすることの明確化	73 条
董事を会社の清算義務者とすることの明確化	232 条

「改正会社法」73 条が董事会の決議は全董事の過半数により可決しうると明確に定めたため、小株主が任命した 1 名又は 2 名の董事は否決権を失うことが考えられ、このことは、少数の董事しか任命していない小株主の発言権の喪失を意味する。「改正会社法」が董事会構成員数の上限を廃止したことにより、小株主においては、自己の任命する董事会構成員数の増加に関する大株主との交渉の要否について検討することが望まれる。

また、「改正会社法」71 条により、株主が正当な理由なく任期途中で解任した董事は、会社に対して賠償請求を行いうるものと定められたことから、外資企業の株主においては、正当な理由のない董事解任による賠償請求を避けるため、董事解任の具体的な理由を会社定款に定めることについて検討することが推奨される。

「改正会社法」は、董事により構成される監査委員会が監事会の権限を行使しうることを明確化した。その文言からすると、「改正会社法」に定める監査委員会と監事・監事会との間には代替関係があるかのように解される。しかし、「改正会社法」189 条は、董事の職務遂行が法律、行政法規又は会社定款の規定に違反して会社に損害を与えた場合には、株主が監事会に対して書面により人民法院への訴訟提起を請求することができると定めているのに対し、会社が監査委員会の設置を選択した状況下において、株主が同委員会に対し法院への訴訟提起を請求しうるか否かについては明確に定めていない。また、董事が委員を兼任する監査委員会が監事会に代替するものとした場合には、自己監督となるために監督機能喪失のおそれが生ずる。それゆえ、外資企業の株主においては、本国の実務経験、企業統治の現状に基づいて、監査委員会の設立による監事会との代替の要否について検討することが望まれる。

(4) 従業員代表

従業員代表も、今回の「会社法」改正で大きく注目された。「改正会社法」68 条、76 条、83 条、120 条、130 条及び 133 条の規定を総合すると、従業員数 300 名以上の外資企業は、下表の選択肢と関わることとなる。

番号	選択項目	問題点
1	従業員代表の董事就任	従業員董事と株主との立場が異なる場合に、コスト増や経営効率の低下を招くおそれ。
2	監事会の設置と従業員代表の監事就任	従業員監事によるその権限の頻繁な行使により、コスト増や経営効率の低下を招くおそれ。
3	董事会又は監事会の不設置	株主数が比較的少ない企業に限り、董事会又は監事会の不設置が可能。

中国会社法は、董事会が従業員代表を設ける制度を初めて規定した。この制度の導入により、深い検討に値する実務上の問題が多数生ずることとなった。

まず、「改正会社法」は、従業員の明確な定義を行っていない。実務において、外資企業の董事又は総経理は、その大部分が株主により任命された者であるが、企業と労働契約を締結している可能性が高い。特に、外国人が中国で就業するには、就業許可を得るため、現地企業との間で締結した労働契約が必要となる。それゆえ、株主により任命されたこれらの董事・総経理は従業員といえるか、従業員大会又は従業員代表の推薦を受けた従業員董事といえるかが論点となる。

次に、「改正会社法」は、300名以上の従業員という基準について、いずれの時点でその認定を行うのか明確に定めていないが、これをめぐる論点としては、平均従業員数なのか、年末年始の従業員数なのか、従業員数は派遣従業員や子会社・親会社の従業員も含めて計算するのか、従業員代表が就任した後に会社の従業員数が300名未満に減少した場合には「改正会社法」59条又は71条の規定を根拠として株主は直ちに従業員董事の解任又は従業員監事の交代を行いうるのか、株主が71条に基づいて行う従業員董事の解任は「正当な理由のない解任」にならないのかといった問題も挙げられる。

さらに、従業員大会、従業員大会又はその他民主的な手続により推薦された董事が末端の出身である場合には、従業員の利益を代表して日常の経営管理の意思決定を行う傾向が強い一方、会社管理の経験が乏しいために相応の役割を果たせないことも考えられ、また、従業員董事と株主任命董事の立場が一致しないことによる董事会の運営効率の低下等も懸念される。

以上のような問題が存在することから、監事会は会社経営管理における意思決定の監督をその権限としており、日常経営管理に直接に関与するわけではないことを考慮すると、従業員代表を監事会の構成員としたほうが企業運営への影響がより小さいものとなる。したがって、現時点で明らかに300名以上の従業員が所属する外資企業の株主においては、従業員代表を監事会構成員とすることが推奨される。他方、株主数が比較的少ない外資企業は、市場監督管理局に確認のうえ董事会・監事会の不設置を検討することのほか、その後において市場監督管理局から、この問題に関するさらに明確な解釈を示した行政文書が公表されないか注視することが望まれる。

3. 利益分配

「改正会社法」210条は、法定積立金・任意積立金の計上及び株主間の利益分配の比率について定めているが、これに関する規定は「現行会社法」34条及び166条にもあり、文言上の改正のみにとどまる。しかし、外資企業を適用対象としていた以前の外資三法の関連規定^{※1}と比較すると、「改正会社

※1 「中外合弁经营企业法」、「中外合作经营企业法」及び「外資企業法」。

法」によって外資企業の慣習的運営が改められ、これにより生じた各法の差異は下表のように整理される。

項目	改正会社法	合併企業法※2	合作企業法※3	外資企業法※4
積立金名目	法定積立金 任意積立金	貯蓄基金 従業員報奨福利基金 企業発展基金	規定なし	貯蓄基金 従業員報奨福利基金
積立比率	法定積立金：10% 任意積立金：積立の有無・比率は株主会の決定による	積立比率：董事会の決定による	規定なし	貯蓄基金：10% 従業員報奨福利基金：企業の決定による
積立実施時	利益分配時	規定なし	規定なし	規定なし
利益分配	合意がなければ、払込出資比率に応じて分配 株主による自由な決定が可能	合併各当事者の出資比率に応じて分配	各合作当事者が合意した比率に応じて分配 外国投資者には出資比率を超える分配が可能	規定なし

「改正会社法」と外資三法との間における多大な差異に鑑み、外資企業においては、「改正会社法」210条の規定に基づいて現有の会社定款の変更及び株主間契約（これが存する場合に限る）の修正を行うと同時に、会計記帳の内容も改め、新法の要求に基づいて、これまでに積み立てた貯蓄基金、従業員報奨福利基金、企業発展基金を「改正会社法」が要求する法定積立金又は任意積立金（これが存する場合に限る）に転換することが推奨される。

次に、外資企業の株主においては、利益分配に際して出資払込比率のみならず、企業に対する株主の貢献度も考慮し、出資払込比率を基礎としつつも、貢献度の高い株主を適切に重視すべきか否かについて検討することも望まれる。

4. 減資

減資の手続について、「現行会社法」が僅か1条の条文しか定めていなかったのに対し、「改正会社法」は、国家企業信用情報システムを通じた公告を行いうとする内容のほか、減資の目的及び禁止事項に関する規定も追加した。

「現行会社法」は減資の目的が厳格に区分されておらず、「改正会社法」225条は、会社が積立金による補填の後になお欠損が残るときは、登録資本を減じて欠損の補填を行いうるものと明確に定め、中国の法律上、「無償減資」を通じた欠損補填という減資目的の実現は条件付きで認められることが示された。

しかし、「改正会社法」225条は、減資による欠損補填の状況において、債権者への通知、公告は不

※2 「中外合併経営企業法实施条例」（2019年改正）76条。

※3 「中外合作経営企業法実施細則」（2017年改正）43条・44条。

※4 「中華人民共和国外資企業法実施細則」（2014年改正）56条。

要であるとも定めている。このように、会社が減資により欠損の補填を行う際には、市場監督管理局において登録資本に関する変更登記の手続きさえ行えば足りるようである。この手続きと現行の減資手続きとの差異は大きく、市場監督管理局による今後の減資取扱細則の公布を注視する必要がある。

また、「改正会社法」225条は、減資による欠損補填の後、法定積立金・任意積立金の累計額が会社登録資本の50%に達するまで、会社においては利益分配を行えないことを、また、226条は、会社法の規定に違反する減資を行ったときは、株主において取得した資金を返還しなければならないこと、会社の登録資本の原状回復を要し、会社に損害を与えた株主その他責任者においては賠償をしなければならないことを定めている。したがって、配当を求める外資企業の株主は、これらの規定に注意を払い、減資の方法による欠損の補填を慎重に行うことが推奨される。

さらに、「改正会社法」224条は、減資に際しては、原則として、株主の出資又は保有株式の比率に応じて出資額又は株式を減じなければならないことのほか、例外規定として、有限責任会社の全株主が別段の合意をし、又は株式会社の定款に別段の定めがあるときは、その規定によることを定めている。この規定は、株主が合意により異なる比率で減資を行うこと（企業が一方的に一方の株主の出資額を減じ、減資の所得を当該株主に分配すること）を認めるものに相当する。外資企業は通常すべて有限責任会社であることから、株主が異なる比率での減資を求めるときは、既述の会社法の規定に基づいて、株主間の協議又は臨時の協議によって減資契約を締結しなければならない。臨時協議による合意には一定の不確実性があることを考慮すると、外資企業の株主においては、一定の条件の下、条件に適合する一方の株主において異なる比率での減資を提案しうることを認め、他の株主はそれに協力しなければならないものと株主間契約において事前に合意することの要否について検討することが推奨される。

5. その他の注意事項

これまで論じてきた外資企業に対する会社法改正の影響以外に、外資企業の関係者においては、以下の改正内容にも注意することが望まれる。

(1) 国家企業信用情報公示システムにおける公示義務と罰則

会社法」40条は、会社においては国家企業信用情報公示システムを通じて株主による出資引受額、出資払込額等の出資に関する情報、行政許可に関する情報、株主変更に関する情報等を公示しなければならないとの義務を追加した。また、「改正会社法」251条は、会社が規定に従った関連情報の公示をせず、又は不実の情報を公示したときは、会社登記機関において是正を命ずるとともに、罰金に処するものと定めた。これにより、外資企業は、商事取引を行う前に、取引相手の出資の状況、株主の変化の状況の照会を行い、これらを正確に把握することを通じて、取引の安全が保障される。外資企業においては、公示内容の変更に注意し、公示義務を適時に履行し、取引相手の情報を積極的に調査して、自社の取引の安全を保障しなければならない。

(2) 電子通信方式の導入

「改正会社法」24条は、会社定款に別段の規定がない限り、会社の株主会、董事会、監事会の会議及び議決については、電子通信方式を採用することができると定めた。このことは、株主代表、董事及び監事においては電子メールのやり取りを通じて会議への出席・議決を行いうることを意味する。

電子通信方式は会社の運営効果を極めて向上させる一方、関連資料の保存・保管・提示に新たな課題をもたらし、外資企業及び株主においては、この新たな制度の運用方法を模索する必要がある。

6. まとめ

以上の検討を通じて、外資企業の定款変更及び株主間契約の修正に関する提言のほか、外資企業の株主において検討すべき点を下表のとおり整理し、本稿のまとめとしたい。

番号	提言対象	提言事項
1	外資企業の株主	会社定款の変更にあたり、「改正会社法」66条の規定に従って、会社の一般事項に関する表決数が過半数であることを株主会議事規則に明確に定めること。
2	外資企業の株主	中国に常駐しない董事長が法定代表者を続けるか、それとも代表権限の適切な行使のため、中国に常駐する董事を董事長に代わる法定代表者とするかについて検討すること。
3	外資企業の株主	法定代表者に対する企業の責任追及権と具体的な責任の形式を会社定款に明確に定めることについて検討すること。
4	外資企業の株主	51条、67条、73条及び232条の規定に基づいて会社定款の変更を行い、董事会の新たな議事規則を定めるとともに、外国籍の董事に対し清算と出資払込催告の義務を負うことについて説明すること。
5	外資企業の株主	正当な理由のない董事解任による賠償請求のリスクを回避するため、董事解任の具体的な理由を会社定款に定めることについて検討すること。
6	出資比率が50：50の外資企業の株主	一般事項に関しては、董事会決議の後、株主会における決議のため双方の株主が協力しなければならないと内容を株主間契約に定め、一般事項をめぐる膠着状態の発生を回避することについて検討すること。
7	明らかに300名以上の従業員が所属する外資企業の株主	従業員代表を監事会構成員とするか、董事会に従業員代表を設けるかについて検討すること。また、株主数が比較的少ない外資企業であれば、市場監督管理局に確認したうえ董事会・監事会の不設置を検討すること。
8	外資企業の株主	本国の実務経験、企業統治の現状に基づいて、監査委員会の設立による監事会との代替の可否について検討すること。
9	外資企業の株主	利益分配に際して出資払込比率のみならず、企業に対する株主の貢献度も考慮し、出資払込比率を基礎としつつも貢献度の高い株主を適切に重視すべきか否かについて検討すること。
10	外資企業の株主	一定の条件の下、条件に適合する一方の株主において異なる比率での減資を提案しうることを認め、他の株主はそれに協力しなければならないものと株主間契約において事前に合意することの可否について検討すること。

以上

King & Wood Mallesons 金杜法律事務所

パートナー中国弁護士 陳 天華（ちん てんか）

外商投資、国際貿易、外貨・輸出入規制法対応を主たる分野としている。外商投資の領域において豊富な実務経験を有し、外商投資企業の設立、M&A、企業再編、解散、清算等をはじめとする多数の案件に携わってきた。対中貿易の各領域にも精通しており、特に外貨管理、税関管理に関する紛争の解決といった方面で幾多の実績を収めている。近年経済安全保障分野のリーガルサービスに力を入れており、重要データ、個人情報保護及び輸出規制の分野を中心にアドバイスを提供している。注力している産業分野は、エネルギー、化学工業、電力、鉄鋼、機械、物流、金融、医薬、紡績、食品など多岐に渡る。



中国弁護士 陳 霄翔（ちん しょうしょう）

約12年の弁護士キャリアを有し、日本のBest Five法律事務所、中国の大手法律事務所及び国際的な大手会計士事務所で勤務していた。長年にわたり、企業再編（持分譲渡、撤退、合併等）、不祥事の調査（不正調査、当局調査の対応、コンプライアンス体制の構築）及びこれに関連する人事労務（従業員によるトラブルの対応、大規模労使紛争等）、紛争解決等のリーガルサービスを提供している。過去では、クライアントの直面する諸問題を企業再編・人事労務・紛争解決の面から総合的に提案し、その他コンサルティング会社と連携し、ワン・ストップサービスを提供している。税理士資格も保有。



実務から見た外商投資企業の倒産

中倫律師事務所・北京事務所
弁護士 李海容、弁護士 岳虹君
E-mail: lihairong@zhonglun.com
yuehongjun@zhonglun.com
T E L : +86-10-5957-2288 (代表)

【 要約 】

- 中国経済状況の変化、パンデミックなどの原因で、一部の外国資本は中国市場からの撤退を検討し始めている。
- 外国資本の撤退経路としては、株式の譲渡、減資、外商投資企業の自己清算による撤退が一般だが、近年、破産手続きを利用して撤退を試みる外商投資企業が多くなっている。
- 過去の一定期間にわたり、行政上の評価、社会の安定、地方の保護などの理由から、行政機関は破産手続きに抵抗を示し、地元の外商投資企業の破産を望まなかった。
- 近年、外部の制度が整備されて、破産に対する社会の考え方が変わり、司法環境とビジネス環境が改善されるにつれて、多くの外商投資企業が破産手続きを通じた撤退に成功している。
- 外商投資企業が債務を弁済する積極的な姿勢を見せ、従業員の再配置計画を提供し、重大な社会的影響や深刻な雇用問題が生じない場合、人民法院が事案を受理する可能性は非常に高い。

序 文

改革開放以来、中国政府は様々な政策を実施し、外商投資の経路の拡大や仕組みの健全化などの措置を通じて、外商投資の環境を継続的に改善し、外商投資の魅力を高めている。外国資本は、独資、中外合弁、中国内に支社を設立するなどの方法を通じて中国に投入され、中国経済を発展させる重要な推進力となっている。

しかし、中国経済の産業レベルが向上し、人件費と土地のコストが上昇するにつれ、労働集約型の外商投資企業の利益率が減少している。さらに、パンデミックによって客観的にみても企業の経営が困難となる中、多くの国が産業を中国に集中させる戦略から撤退し、一国への過度な依存を避ける傾向が見られる。こうした要因の影響で、一部の外国資本は中国市場からの撤退を検討し始めている。

外国資本の撤退経路としては、株式の譲渡、減資、外商投資企業の自己清算による撤退が一般だが、近年、パンデミックによる経済悪化が続く中、破産手続きを利用して撤退を試みる外商投資企業が多くなっている。本稿は実務の観点から、破産手続きを用いた外資企業の撤退の近年における推移を整理し、破産手続きを通じて撤退に成功した事例を挙げており、他の外商投資企業の参考となることを願っている。

1. 破産手続きを用いた外資企業の撤退の推移

2020年1月1日に『中華人民共和国外商投資法』が施行されたことにより、外商投資企業には企業法人として『中華人民共和國企業破産法』の関連規定が適用されるようになり、破産手続きを行う際
の法律上または理論上の障害はなくなった。実際には、『中華人民共和国外商投資法』の施行以前から、

『外商投資企業清算弁法』（1996年7月9日発布、既に廃止）第27条により、「清算の過程で企業の財産では債務を弁済できないことが判明した場合、清算委員会は人民法院に企業の破産宣告を申請すべきであり、法に基づき破産が宣告された場合、破産・清算に関連する法律および行政法規に従って処理される」と明記されていた。したがって、法規上、外商投資企業の破産を妨げる障害は以前から存在していなかった。

しかし、過去の一定期間にわたり、行政上の評価、社会の安定、地方の保護などの理由から、行政機関は破産手続きに抵抗を示し、地元企業の破産、なかでも地元で知名度の高い外商投資企業の破産を望まなかった。また、人民法院も人員配置、案件の規模、社会の安定などの理由から、地方の破産案件の数を制限していた。

外部の制度が整備されて、破産に対する社会の考え方が変わり、司法環境とビジネス環境が改善されるにつれて、近年、多くの外商投資企業が破産手続きを通じた撤退に成功している。「企查查（Qcc.com）」で確認した情報によれば、2024年1月28日現在、合計1197社の外商投資企業が破産申請を受け、現在は解散状態にある^{※1}。各地の人民法院も、外商投資企業の破産に特化したガイドラインを相次いで制定し、外商投資企業の破産手続きの実務面における障害を取り除いている。

以下は、公開された情報をもとに筆者がまとめた、外商投資企業の破産手続きが受理された代表的な事例であり、破産手続きの過程を整理している。これにより、外商投資企業の破産手続きの開始要因、申請主体、全体の過程を把握できるだろう。

2. 受理された事例

（1）北京A有限公司の破産清算事案（2019年の北京法院十大破産典型判例）

北京A有限公司（以下、A社）は、2009年1月に設立された。事業範囲は医療情報システムのソフトウェアおよびハードウェアの研究開発、技術移転などであり、欧州某国の医療検査情報サービス企業であるB社が中国に投資して設立した外商独資企業である。A社は設立後、各地にある十数の病院および海外の複数の企業と提携し、業界に一定の影響力を有していた。しかし、経営不振により深刻な損失が発生し、期限切れの債務を弁済できず、かつ資産が全ての債務を弁済するのに不足しているとして、法院に破産清算を申請した。

- ◆ 2017年8月、A社の申請に基づき、法院はA社の破産清算を受理する裁定を下した。
- ◆ 2018年12月、A社の債権者会議で管理者が提出した「資産処分計画」および「資産分配計画」が全会一致で承認された。
- ◆ 2019年2月、法院は2018年12月時点でA社の資産が全ての負債を弁済するのに不足していることから、A社の破産を宣告した。
- ◆ 2019年3月、管理者が破産財産の処分と分配を完了した後、法院は法に基づいてA社の破産清算手続きを終了させる裁定を下した。

また、本事案は2019年の北京法院十大破産典型判例に選ばれた。

^{※1} 情報収集の経路に制約があるため、上記の情報は完全に正確でない可能性がある。たとえば、一部の企業は破産申請を行ったものの、最終的に他の手段で解散した可能性がある。

(2) 北京 C 有限公司の破産清算事案

北京 C 有限公司（以下、C 社）は、2014 年 7 月に設立された。株主は北米某国 D 社が 55%、E 社（中国企業）が 45%を所有している。2021 年 6 月末の時点で、C 社の資産は全ての債務を弁済するのに不足となっていた。

- ◆ 2021 年 10 月、C 社が期限切れの債務を弁済できず、かつ資産が全ての債務を弁済するのに不足していることから、北京市第一中級人民法院は E 社の申請に基づき、C 社の破産清算を受理する裁定を下した。
- ◆ 2021 年 12 月、C 社が破産費用を支払った後、分配可能な資産がなかったことから、北京市第一中級人民法院は C 社の破産清算を宣告した。

(3) 上海 F 有限公司の破産清算事案

上海 F 有限公司（以下、F 社）は、2018 年 8 月に設立された。事業範囲は新エネルギー技術など分野での技術開発、技術コンサルティングおよびその他関連するサポートサービスなどであり、登記資本は 50 万米ドルで、株主は欧州某国の G 社である。

- ◆ 2018 年 12 月、F 社が期限切れの債務を弁済できず、かつ資産が全ての債務を弁済するのに明らかに不足していることから、上海松江区法院は従業員である甲の申請に基づき、F 社の破産清算を受理する裁定を下した。

(4) 上海 H 有限公司の破産清算事案

上海 H 有限公司（以下、H 社）は、1995 年 4 月に設立された。事業範囲は造花、花の刺繍、押し花およびそれらに関連する製品の製造販売、輸出入などであり、株主はアジア某国の I 社である。

- ◆ 2018 年 12 月、H 社が人民法院の強制執行により期限切れの債務を弁済できず、かつ資産額が負債に比べて極めて少なく、明らかに清算能力が不足していることから、上海松江区法院は従業員である乙の申請に基づき、H 社の破産清算を受理する裁定を下した。
- ◆ 2019 年 12 月、H 社は解散した。

(5) 江蘇省 J 有限公司の破産再生事案

江蘇省 J 有限公司（以下、J 社）は、欧州某国の K 社が中国で設立した完全子会社であり、登記資本は十数億元である。主要な事業は高級鋼製品の生産であり、十数万平方メートルの工場、世界でも先進的な生産ライン、特許を多数保有している。2018 年以降、鋼管業界の市場が低迷し、経営が悪化したため、J 社は継続的に損失を出し、全面的な生産停止へと至った。

J 社が経営危機に陥った後、地元政府と企業株主が積極的に協議を行い、何とか救済しようとした。幾度にも及ぶ交渉の末、外資の株主は株式を有償で江蘇省 L 有限公司（以下、L 社）に譲渡することに同意した。

- ◆ 2018 年 12 月、人民法院は J 社の破産事案を受理した。審査の結果、J 社の破産債権が主に金融債権であり、破産清算の場合、資産価値が著しく減少する結果となることが分かったため、法院は J 社が再生価値を有していると判断し、L 社の申請に基づき、2019 年 7 月に再生手続きに変更する裁定を下した。
- ◆ 2019 年 6 月、J 社は再生投資家の募集を開始した。最終的に再生投資家に選定された江蘇省 M 投資集团有限公司が、銀行団の抵当債権を回収するための資金を提供した。
- ◆ 2019 年 9 月、人民法院は J 社の再生計画を承認する裁定を下した。
- ◆ 2019 年 12 月、J 社は再生計画を完了し、生産経営の回復を実現した。

(6) 山東省 N 有限公司の破産再生事案

山東省 N 有限公司（以下、N 社）は、2000 年 11 月に設立された外資独資企業で、株主はアジア某国の O 社である。主な事業は船舶の製造、検査、修理、船舶部品の製造と販売、商品や技術の輸出入などであり、国内で船舶全体の製造資格を持っている。2008 年の世界金融危機の影響を受け、国際造船業は低迷した。さらに資金繰りの問題もあり、N 社の船舶建造は一度停止し、多くの注文が期限を迎えても船を引き渡せない事態を招いた。その結果、多くの建造中の船舶が船主によって放棄され、訴訟案件が増加し、銀行口座が凍結され、ドックにある建造中の船舶が封鎖、押収された。従業員の給与や社会保険の未払い額も多額で未払い期間も長期におよび、従業員が大規模な陳情や直訴を行った。

- ◆ 2014 年 8 月、債権者の申請により、人民法院は N 社の破産再生手続きを開始する裁定を下した。
- ◆ 2014 年 12 月、N 社は初の債権者会議を開催し、法に基づいて審査したところ、債権企業は 300 社を超え、従業員債権者が 1 千数百人で、累計債務の金額は 20 億元も超えている。
- ◆ 2015 年 6 月、管財人の申請により、法院は N 社と関連企業を合併再生させる裁定を下した。また、政府と管財人の積極的なアプローチにより、戦略的な投資パートナー P 社を招き入れ、N 社の管財人が P 社と提携枠組み契約を締結し、再生計画の草案を策定した。再生計画の承認後、従業員の債権は全額弁済、税務債権や担保債権は分割弁済されることになった。通常の債権は、一定額以下は全額が分割で弁済され、当該額以上はその数パーセントが弁済されることになった。
- ◆ 2015 年 12 月、人民法院は法に基づき N 社の再生計画を承認した。
- ◆ こうして、一時的に倒産の危機を迎えていた N 社の再生が成功した。

(7) 山東省 Q 有限公司の破産清算事案

山東省 Q 有限公司（以下、Q 社）は、2005 年 7 月に設立された。事業範囲は特殊な工業用繊維製品および関連材料の製造販売、輸出入卸売業であり、株主は英領ヴァージン諸島の R 社である。2022 年 1 月までの総負債は約 1 億元を超えており、ほとんどの資産に担保が設定されている。

- ◆ 2022 年 2 月、Q 社は複数の案件で強制執行手続きに入った。人民法院の強制執行で債務を弁済できず、明らかに清算能力が不足していた。人民法院は被申請者に破産の原因があると判断し、債権者の申請による Q 社の破産清算を受理する裁定を下した。

- ◆ 2023 年 9 月、Q 社が期限切れの債務を弁済できず、かつ資産が全ての債務を弁済するのに不足しており、再編または和解の可能性もないことから、人民法院がQ社の破産を宣告した。

結 び

前述の実務事例から分かるように、事案によって実際の状況が異なるため、人民法院の事案受理に対する積極性や事案処理の期間も異なっている。影響する要因としては、企業の規模、負債規模、政府の態度、社会的影響などが挙げられるが、定まった基準はない。ただし、外商投資企業の破産手続きには法的な障害はないため、実務上、破産手続きを通じて撤退する企業が日に日に増加している。外商投資企業が債務を弁済する積極的な姿勢を見せ、「借り逃げ」行為が存在せず、熟練従業員の再配置計画を提供しており、重大な社会的影響や深刻な雇用問題が生じない場合、人民法院が事案を受理する可能性は非常に高い。将来的には清算期間も大幅に短縮され、外資の秩序ある撤退が実現されるだろう。

以上

北京市中倫律師事務所 パートナー弁護士 李海容

中国政法大学および日本北九州大学を卒業。2002 年に中倫に入所して以来、20 年以上にわたり企業の投融資に焦点を当て、資本市場、クロスボーダー投融資、債務再編および破産再編、紛争解決などの分野に携わる。クロスボーダー投資の分野で、李海容が率いるプロジェクトは、年間を通して優れた取引に与えられる賞や投資モデルケースプロジェクト賞をたびたび受賞している。国内外の多くの企業に専門的な法的サービスを提供。クロスボーダー案件に強い投融資専門弁護士として高く評価されている



北京市中倫律師事務所 弁護士 岳虹君

中国政法大学を卒業、2019 年に中倫に入所。紛争解決、債務再編と破産再編、投資と M&A などの専門分野において、多くの中央企業、上場企業、金融機関、資産管理会社、大手民間企業などに訴訟代理、特定取引のコンサルティング、常任の法務顧問サービスを提供しており、理論と実務の両面で豊富な経験を持つ。



《ご参考》チャイナビジネス関連レポート

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

レポートタイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近 2 レポート)
チャイナビジネスマンスリー (CBM)	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	23 年 12 月号(2023/12/11) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0171-XF-0105.pdf 24 年 1 月号(2024/1/15) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0172-XF-0105.pdf 24 年 2 月号(本誌)
みずほインサイト Mizuho RT Express	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	中国は財政を「適度」に拡大し景気下支えへ(2023/12/20) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2023/pdf/express-as231220.pdf 政策に翻弄される中国の民営経済(2024/1/30) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2024/pdf/insight-as240130.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.122 サプライチェーン新戦略～欧米アジアそれぞれの展望～ https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/backnumber/pdf/global2023_summer.pdf Vol.123 脱炭素化とエネルギー安全保障の共存～日本企業のビジネスチャンスを考える～ https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2023_winter.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス (BE)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	週次	第 701 号(深堀)(2024/1/30) 商務部など、加工貿易の高度化に向けた意見を公表。 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0754-XF-0105.pdf 第 702 号(深堀)(2024/2/4) 国務院、『非銀行決済機構監督管理条例』を公布。 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0755-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス(経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	第 141 号(2023/12/29) 足元の景気動向と中央経済工作会議 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0141-XF-0105.pdf 第 142 号(2024/1/30) 2023 年 GDP 成長率の実態 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0142-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	中国自動車業界レポート(2023/12/21) 23 年 11 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0087-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2024/1/23) 23 年 12 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0088-XF-0103.pdf

【お問い合わせ先】

みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行 中国営業推進部 インフォライン (西方路、王博)

E-mail : china.info@mizuho-bk.co.jp TEL : (日本) 03-5220-8734

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL:03-5220-8721. 03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL:852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階
TEL:886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業楽群大楼8楼
TEL:886-4-2374-8768

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大楼12楼
TEL:886-7-236-8768

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市秦淮区漢中路1号
南京国際金融中心16D
TEL:86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室
TEL:86-592-239-5571

みずほ銀行(中国)有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL:86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、C棟6階
TEL:86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西樓8階
TEL:86-10-6525-1888

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大厦23階、24階-A
TEL:86-411-8360-2543

○ 大連経済技術開発区出張所

遼寧省大連市大連経済技術開発区
紅梅小区81号ビル古耕国際商務大厦22階
TEL:86-411-8793-5670

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号
TEL:85-510-8522-3939

● 深圳支店

広東省深圳市福田區金田路
皇崗商務中心1号楼30楼
TEL:86-755-8282-9000

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津国際金融中心大厦11階
TEL: 86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島国際金融中心44階
TEL:86-532-8097-0001

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景国際金融広場25階
TEL:86-20-3815-0888

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL:86-27-8342-5000

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園區
旺墩路188号建屋大厦17階
TEL:86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大厦18階D、E室
TEL:86-512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技術産業開發区
東南大道33号科創大厦701-704室
TEL:86-512-6733-6888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階
86-551-6380-0690

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮井公樓8階
TEL:86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階
TEL:86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier14-15樓
TEL:852-2685-2000

● Asset Management One HK.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier13樓
TEL:852-2918-9030

【免責事項】

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家に相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
7. 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。